

武蔵野市第五期長期計画・調整計画
(平成 28 年度～32 年度)
計画案

平成 27 年 12 月

武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会

目次

第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法	1
第1章 これまでの実績と情勢の変化	2
I. 第五期長期計画の取り組みの状況	2
II. 市民と市政を取り巻く情勢の変化	4
III. 武蔵野市の現況と将来	5
第2章 調整計画の基本的な考え方	7
I. 第五期長期計画の基本的な考え方	7
II. 調整計画全体に関わる視点	8
III. 調整計画の重点取り組み	9
第3章 施策の体系	11
I 健康・福祉	
基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ	11
基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	12
基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	14
基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	14
基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	15
II 子ども・教育	
基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	17
基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	18
基本施策3 青少年の成長・自立への支援	19
基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	20
基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	21
III 文化・市民生活	
基本施策1 地域社会と市民活動の活性化	24
基本施策2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築	25
基本施策3 市民文化の醸成	25
基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	27
基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興	28
基本施策6 都市・国際交流の推進	29
基本施策7 災害への備えの拡充	29

基本施策 8 多様な危機への対応の強化	30
---------------------------	----

IV 緑・環境

基本施策 1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援	32
基本施策 2 環境負荷低減施策の推進	33
基本施策 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	33
基本施策 4 循環型社会システムづくりの推進	34
基本施策 5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応	35

V 都市基盤

基本施策 1 地域の特性に合ったまちづくりの推進	37 ³⁶
基本施策 2 都市基盤の更新	38 ³⁷
基本施策 3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備	39 ³⁸
基本施策 4 道路ネットワークの整備	40 ³⁹
基本施策 5 下水道の再整備	41 ⁴⁰
基本施策 6 住宅施策の総合的な取組み	41 ⁴⁰
基本施策 7 三駅周辺まちづくりの推進	42 ⁴¹
基本施策 8 安全でおいしい水の安定供給	44 ⁴³

VI 行・財政

基本施策 1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進	45 ⁴⁴
基本施策 2 市民視点に立ったサービスの提供	46 ⁴⁵
基本施策 3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり	47 ⁴⁶
基本施策 4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用	47 ⁴⁶
基本施策 5 社会の変化に対応していく行財政運営	48 ⁴⁷
基本施策 6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営	49 ⁴⁸

第4章 財政計画	50 ⁴⁹
1. 日本経済の動向と国の財政	50 ⁴⁹
2. 武蔵野市の財政の状況と課題	50 ⁴⁹
3. これまでの実績及び財政計画の策定の方法と今後の財政運営について	53 ⁵²
4. 財政計画	55 ⁵⁴
5. 長期の財政予測について	58 ⁵⁷

参考（第五期長期計画・調整計画策定の流れ、武蔵野市長期計画条例、用語説明）

第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法

武蔵野市は、昭和 46 年の「第一期基本構想・長期計画」より、市民参加、議員参加、職員参加による長期計画の策定を行ってきた。また、武蔵野市地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4 年ごとのローリングによる計画の見直しなど「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定に受け継がれてきた。

今回の調整計画も、長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や、様々な市政の課題の解決にあたり市民の参加を求め、また、無作為抽出市民によるワークショップの実施等、時代に即応した市民参加の手法を取り入れ、積極的に市民意見を求めている。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

（１）武蔵野市長期計画条例

国は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを地方自治法で義務付けていたが、地方分権推進の観点から、平成 23 年の改正により法的な義務付けを廃止した。しかし、本市では、前述のように第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

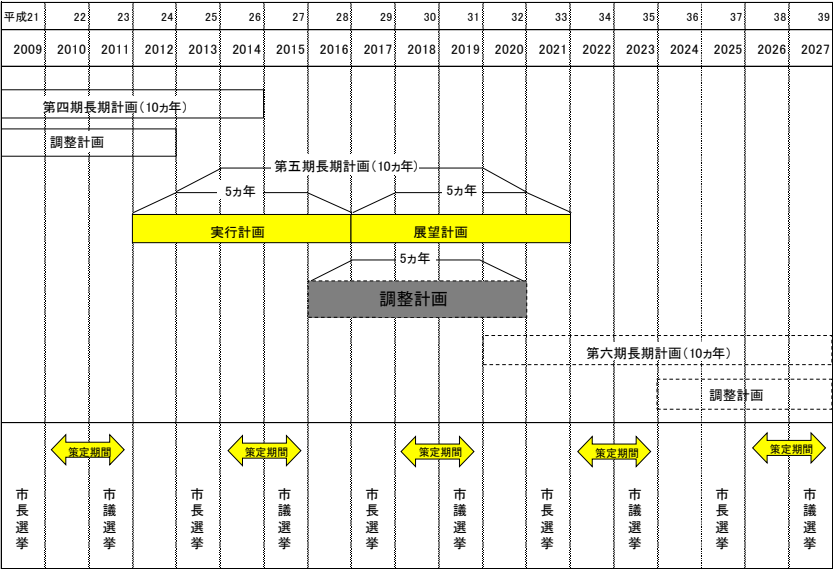
さらに同条例は、長期計画の前期 5 年の実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他の計画との関係について定めるとともに、議会との関係について、「市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」と定めている。

（２）調整計画の位置付け

10 年間を 1 期として策定される長期計画は、前期 5 年を実行計画、後期 5 年を展望計画としている（武蔵野市長期計画条例第 2 条第 3 項）。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする（同条例第 3 条）と規定しており、これが調整計画の策定である。

調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の改定は行わず、実行計画に掲げら

れた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、策定を行っていくものである。



第 1 章 これまでの実績と情勢の変化

1. 第五期長期計画の取り組みの状況

第五期長期計画のまちづくりの目標である「持続可能な都市」を目指して、着実に事業を推進している。

1. 健康・福祉

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを理念とする「地域リハビリテーション」の実現に向け、孤立防止ネットワーク連絡会議の設置や、防災と福祉にまたがる災害時避難支援体制の検討、医療と福祉が連携した在宅療養体制の推進など分野を超えた連携が進んでいる。

障害者福祉については、基幹型相談支援センターの設置による相談機能のネットワークの強化やグループホームなどのサービス基盤の整備を行った。

2. 子ども・教育

待機児童の解消に向け、認可保育所をはじめ、認証保育所、市独自事業のグループ保育室の

開設など、積極的に施策を推進した。また、認定こども園「境こども園」や子育て支援施設「すくすく泉」を開設した。

学校教育の充実については、知性・感性を磨き、未来を切り拓く武蔵野の教育を目指し、全校で「授業改善推進プラン」を作成するなど、武蔵野市学校教育計画に基づく事業を着実に推進した。

3. 文化・市民生活

地域コミュニティのあり方については、「これからの地域コミュニティ検討委員会」を設置し、検討を行った。今後は答申内容の実現に向けた取り組みを行う。

市の歴史を未来へ継承するとともに、地域の歴史を学ぶ拠点とするため、武蔵野ふるさと歴史館を開設した。

安全・安心なまちづくりとして、24時間パトロール体制を整備するなど、防犯力、犯罪抑止力を高める取り組みを実施した。

4. 緑・環境

環境学習・環境教育をはじめ、情報発信、啓発事業を行うなど、市民の自発的・主体的な行動につながるよう、各種事業を行っている。

多くの市民と議論を積み重ねてきた新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、平成29年度の稼働に向け工事を進めている。

公園建設については、ワークショップ等を活用した市民参加により、吉祥寺の杜 宮本小路公園や吉祥寺東町ふれあい公園の開設など、緑を基軸としたまちづくりを推進した。

5. 都市基盤

三駅圏ごとのまちづくりについては、特徴ある都市基盤の整備を行った。吉祥寺駅周辺では、駅ビルや南北自由通路が完成した。三鷹駅周辺では、補助幹線道路の整備を進めている。武蔵境駅周辺では、鉄道高架化完成後の北口駅前広場や道路整備を進め、南北一体のまちづくりに向けた整備を着実に進めている。

下水道施設については、武蔵野市下水道長寿命化計画に基づき、整備工事を着実に進めている。また、合流式下水道改善施設を整備するとともに、大雨による浸水被害の軽減を図るため雨水貯留施設等を市内数カ所に設置した。

6. 行・財政

市政情報等の提供については、ソーシャルメディアの活用なども含め多様な媒体による発信を実施している。

「行財政改革を推進するための基本方針」を策定し、事務事業の評価・見直しを含め財源の適正な配分に努めている。また、「公共施設再編に関する基本的な考え方」を示し、今後の老朽化への対応について、財源確保と計画的な機能更新のための方策の検討を進めている。

II. 市民と市政を取り巻く情勢の変化

1. 介護保険制度改正、生活困窮者自立支援法施行、子ども・子育て支援新制度の施行

社会保障の増大、雇用状況や働き方の多様化など、日本の社会経済の構造的な変化に対応するため、介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援法の施行、子ども・子育て支援新制度の施行など、平成 27 年度には国による大きな制度変更が行われた。また、平成 28 年 4 月、障害者差別解消法と障害者雇用促進法が施行され、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が市の法的義務となる。これらの動きに伴い、サービスの内容の見直しやサービスを支える仕組み、サービスを受ける方法等が変わろうとしており、この変化を新たに市政に組み込んでいく必要がある。

2. 地方創生と東京オリンピック・パラリンピックに向けたまちづくり

国が打ち出した「まち・ひと・しごと創生法」を受け、首都東京を構成する自治体としての特性を最大限に活かした魅力あるまちづくりを進めるため、本市の人口に関する課題を分析して人口ビジョンを作成し、目指すべき将来の方向を明確にしたうえで、第五期長期計画・調整計画との整合を図り、本市の総合戦略を策定・実施していく必要がある。また、平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国や都と協力して大会成功の機運醸成に努めるとともに、市民がトップアスリートと身近にふれる機会をつくり、すべての来街者が交流を楽しめるユニバーサルなまちづくりと障害者スポーツの普及によるソーシャルインクルージョンを実現させ、活気あるまちづくりを推進する必要がある。

3. 桜堤地区を中心とした人口増

第五期長期計画策定時（平成 22 年度）に実施した人口推計では、年少人口の増加は平成 25 年をピークに以降は減少すると推計した。しかし実際には、年少人口は平成 25 年以降も増加しており、平成 26 年度に実施した人口推計によれば、この増加傾向は少なくとも調整計画期間中の平成 31 年まで続くが見込まれる。年少人口の増加、とりわけ桜堤地区を中心とした局所的な人口変動は市政に大きな影響を与えるものであり、これに伴い、第五期長期計画策定時の施策・事業の見直しが必要である。

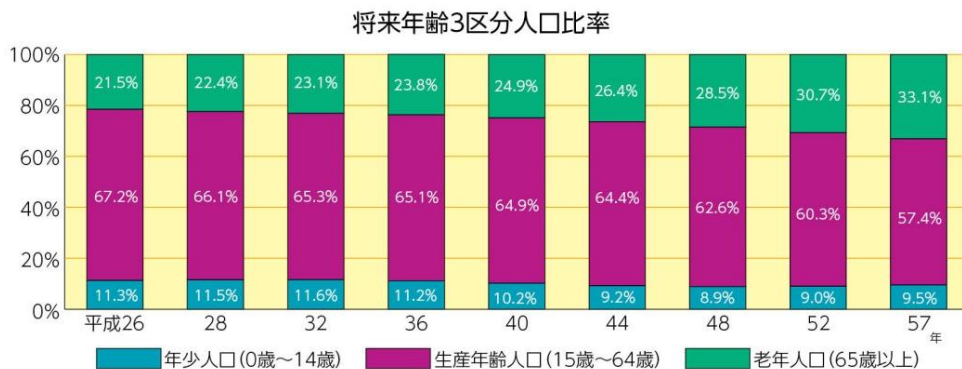
III. 武蔵野市の現況と将来

1. 人口推計

本市で実施した人口推計によると、基準年次の平成 26（2014）年 1 月 1 日時点で 140,527 人の総人口は、近年の大規模開発による人口流入の波及効果によって、当面は横ばいから微増で推移することが見込まれる。

この総人口の内訳を年齢 3 区分別人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、現在 21.5%の老年人口比率（高齢化率）は、平成 57（2045）年には 33.1%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口は、大規模開発の波及で出生者が増加していることを背景に、現在の 11.3%から当面微増した後、平成 49（2037）年には 8.9%まで低下する。その後、ここ数年の出生者が 20 歳代後半を迎えて再度上昇に転じ、平成 57（2045）年には 9.5%まで回復すると見込まれる。また生産年齢人口は、微減微増を経ながらも期間全体を通じては漸減傾向にあり、現在の 67.2%から平成 57（2045）年には 57.4%まで低下すると見込まれる。

前回（平成 22 年）推計と比較すると、総人口のピークの見込みが平成 30（2018）年から平成 55（2043）年と大きくずれたことは大きな違いであるが、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の大幅な増加という傾向に変化はなかった。



この人口推計から、高齢者世帯の増加に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、将来的な年少人口の減少に伴うまちの活力の低下といった課題が見えてくる。

2. 財政状況

(1) 現状と課題

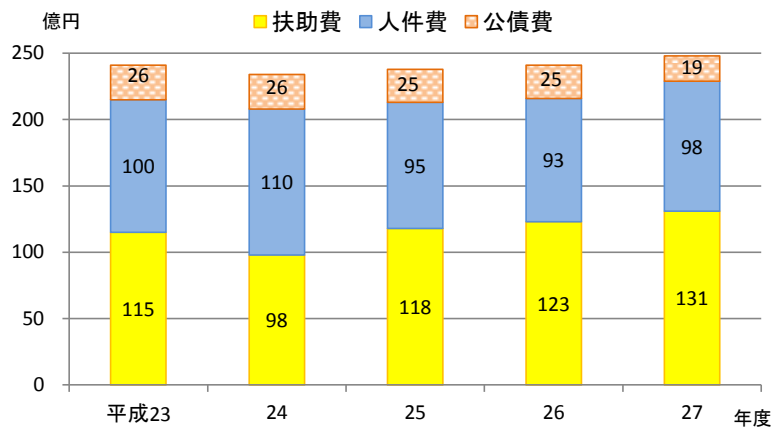
本市は、今日まで健全な財政を維持しており、過去 5 年間の当初予算は、550 億から 630 億円の間で推移している。歳入については、市税は歳入全体の 6 割を超えており、人口増や景気回復により、わずかであるが増加している状況である。

歳出については、義務的経費である人件費、扶助費、公債費は平成 27 年度予算では、約 248

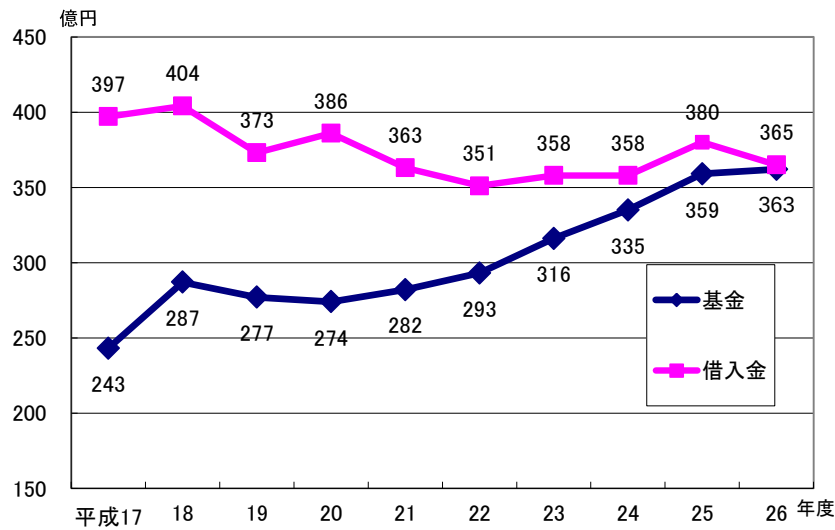
億円となっており、歳出全体の4割を占めている。特に扶助費の伸びが著しく、過去5年間で14%増となっており、今後も堅実な財政運営を続けることが必要である。

市の基金残高は平成26年度末において363億円、このうち資産の更新・新設に備えるための基金は289億円となっている。一方、借入金 は182億円（特別会計及び土地開発公社を含めると365億円）となっている。

当初予算における義務的経費の推移



基金と借入金の年度末残高の推移(過去10年間)



（２） 財政見通し

歳入については、市税は個人市民税が人口増等により増額、法人市民税は税制改正により減額となることから、当面はほぼ横ばいで推移し、地方消費税交付金は消費税の引き上げによる増額を想定している。

歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費、新武蔵野クリーンセンター（仮称）の建設事業や市民文化会館改修等による投資的経費の増が見込まれている。

中長期の財政見通しとしては、人口推計により生産年齢人口が減少するとされていることから、市税収入は少しずつではあるが減少していく。また、少子高齢化の進展とともに高齢者の単身世帯の増加が示されており、社会保障関係経費の伸びが見込まれる。さらに、老朽化する公共施設や都市インフラの更新が平成 30 年代後半以降に集中し、この時期に多額な費用が必要となる。こうしたことから、より厳しい財政状況が見込まれており、これに対応するため各種基金の積み立てを今後も引き続き行う必要がある。

第 2 章 調整計画の基本的な考え方

Ⅰ. 第五期長期計画の基本的な考え方

第五期長期計画（平成 24～33 年度）の今後の 10 年間を見通す 4 つの視点については、これを継承する。以下に第五期長期計画の基本的な考え方について記載する。

1. 市民自治の原則

市民自治は、昭和 46 年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

2. 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

3. 市民視点の重視

この 40 年の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供され

ている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

II. 調整計画全体に関わる視点

「第1章これまでの実績と情勢の変化」から、本調整計画の策定にあたって全体を貫く基本的な視点として、以下の4点を挙げる。

1. 一人ひとりが尊重される社会の構築

高齢者のみ世帯や乳幼児人口の増加と多様化するニーズへの対応、子どもの貧困対策など、きめ細やかな支援が必要である。また、男女共同参画社会の実現をはじめ、子ども、障害者、高齢者、外国人など、人権課題への対応は行政の基本である。本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づき、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりを大切にする視点を重視し施策を構築する。

2. 地域コミュニティ、地域活動の支援と協働

多様化する公共サービスを多様な主体による自立した活動が担うことで、活力ある地域社会が形成されていく。本市では、昭和40年代より、コミュニティセンターを拠点に市民の自発的な活動によりコミュニティづくりが行われてきた。福祉、子育て、青少年健全育成、防犯・防災、環境など様々な課題解決を目的とした活動団体、また、文化・スポーツ活動を行う市民団体も多数存在している。必要な公共サービスの量的拡大と質的向上を、企業、NPOや市民活動団体等との協働型の取り組みを構築する。これらの活動を支援するとともに、企業、NPOや市民活動団体等との協働型の取り組みを構築し、必要な公共サービスの量的拡大と質的向上を図る。

コメント [武蔵野市役所1]: 圏域別6番
分かりやすい表現にするため修正する。

3. 分野、市域の枠を超えた事業の連携

超高齢社会の進行や都市基盤・公共施設の更新を見据え、長期的視点で市政を進めていかなければならない。固定化した資源配分とサービス水準の見直しを行うとともに、1つの事業で

複数の成果を上げるような、分野の枠を超えた事業を積極的に導入するなど、政策の再編を進める。また、市域にとらわれることなく、近隣自治体や友好都市等との連携も視野に入れ、スケールメリットを活かした事業の導入も検討し、持続可能な市政運営を行っていく。

4. 魅力ある都市文化の醸成と発信

本市は近年、魅力あるまちとして高い評価を得ている。落ち着いた街並み、身近に緑・文化・芸術に親しめる空間、回遊性の高い商業地の形成等、長い年月をかけて都市文化が形成されてきた。これらをより魅力あるものとして発展させていくためにも、都市文化の醸成という視点からの施策を推進する。また、文化の醸成において中心的な役割を担う市民がさらなる文化の発展に自ら関与できるよう、必要な環境整備を行うとともに、市民による文化活動を支援する。平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外の多くの人が東京に集うことになる。この機を捉えて本市の魅力ある都市文化を発信して、多様な文化交流を展開する。

III. 調整計画の重点取り組み

第五期長期計画の重点施策を前提として、調整計画期間の 5 年間の重点取り組みについて以下の 6 項目を挙げる。

コメント [武蔵野市役所2]: 追加。

1. 高齢者福祉計画、障害者計画の着実な推進

平成 27 年度を初年度とする「武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」、「武蔵野市障害者計画・第 4 期障害福祉計画」に記載された施策を着実に推進する。医療介護総合確保推進法に明記された「地域包括ケアシステム」を本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。また、生活困窮者に対する支援を拡充し、貧困の連鎖への対策を推進する。

2. 多様な主体による子育て支援施策の実現

地域社会全体で支え合い、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援するを行う。大学や企業、地域活動団体など、様々な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協力して、子育て家庭と関わっていけるような施策を進める。乳児を持つ世帯を主な対象とした子育て支援事業、待機児童解消のための保育所施設の整備、小学校の放課後施策の充実などの施策を推進する。

コメント [武蔵野市役所3]: パプコメ 11 番
分かりやすい表現にするため修正する。

3. 公共施設ネットワークと都市基盤の再整備

老朽化する都市基盤及び公共施設（以下「公共施設等」という）の維持・更新に多額な費用を要し、中長期的には厳しい財政状況となることが予想される。そうした状況下においても、市民生活を支える公共施設等を安定して維持・更新していくとともに新たな時代のニーズに応じていくために、経営的な視点から、施設の長寿命化、統廃合や複合化・転用など既存施設の有効活用による施設総量の縮減を図るとともに、整備水準・管理水準の見直し等を行うなど、将来にわたり総合的かつ計画的に公共施設等をマネジメントしていく。

4. 環境共生都市の創造に向けた新たな取り組み

電力やガスなどのエネルギー市場の自由化などを背景に、各家庭におけるエネルギー消費のスマート化等に関する啓発や、優れた環境性能と災害時でも有効なエネルギー供給センター機能などを備えた新武蔵野クリーンセンター（仮称）の設置・運営など、都市における省エネ、創エネといった賢いエネルギーの利活用を推進する。また、都市型浸水対策、温暖化対策、地下水対策なども含め、水の蒸発、降下、流下または浸透という水循環の改善に取り組み、緑豊かな潤いのある水循環都市を目指す。

5. 個性輝く三駅周辺のまちづくりの推進

三駅圏ごとに個性を活かしたまちづくりの計画・ビジョンに基づき事業を推進する。特に吉祥寺駅圏については、イーストエリアの市有地の新たな利活用、南口駅前広場の整備促進による交通課題の解決、セントラルエリアの老朽化の進んだ建物更新等の課題解決を図るため、関係する機関と連携して検討を進める。



6. 情報収集・提供機能の強化と連携

多様な広報媒体を活用し、市民一人ひとりに必要な情報をわかりやすく届けていくこと、市民ニーズを的確に把握していくことが重要である。市政運営や協働型の公共サービスへの市民参加を進めるためにも、市政情報を提供していくことが必要である。市民やマスコミの力も活用し、積極的かつ戦略的に広報活動を推進していくとともに、様々な機会を捉えて広く市民からの情報をつかんでいく。また、そのための体制整備も行う。

第3章 施策の体系

I 健康・福祉

この分野の施策は、誰もが互いを尊重し合い、支え合う気持ちをつむぎ、そして、多様な主体が支え合う力を発揮していくことで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、心身ともに健康に暮らし続けられることを目的とする。

第五期長期計画策定以降、医療と介護の一体的な改革が進み、また、障害者差別解消法や生活困窮者自立支援法などが施行され、様々な理由で生活に困難を抱える人を支える制度に大きな変化が起きている。これらの法制度の変化や後期高齢者の増加を見据え、これまでの自発的かつ主体的な市民主体の地域福祉活動の取り組みをより一層推進し、多様な主体による福祉課題解決に取り組む。

特に介護分野では、生涯住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築が明記された。本市では、第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進する。そして、このような協働の仕組みを他の福祉課題の解決や、分野を超えた多様な社会問題の解決へとつなげていく。

基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ

団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年に向け様々な問題が顕在化する中、地域包括ケアシステムの構築が法律に明記され、また、介護保険制度の大幅な改正がなされるなど、社会情勢の変化とともに、福祉施策を巡る状況も目まぐるしい変革の時期を迎えている。これらの変化に対応するためには、誰もが地域を支える担い手となり得るという意識を持ち、また、それを実現可能とするための仕組みづくりが必要である。

(1) 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進

重度の要介護状態になっても地域で暮らし続けられることなどを目標として、「地域包括ケアシステム」が医療介護総合確保推進法に新たに明記された。本市では、この「地域包括ケアシステム」を第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

介護保険制度の大幅な改正により、要支援の方へのサービスのうち訪問介護・通所介護が市町村による新しい総合事業に移行されることから、多様な主体によるサービス提供や、地域で

の支え合いの重要性はますます高まることが見込まれる。年齢や障害の有無にかかわらず、ボランティア学習や福祉教育、また、地域のイベントへの参加等を通じたボランティア活動への参加のきっかけづくりや、誰もが地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。さらに、地域住民の主体的な参加を軸としたテンミリオンハウス事業やレモンキャブ事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を推進する。テンミリオンハウスについては、空白地域における設置を検討する。

(3) 心のバリアフリー事業の推進

いかなる状況や状態にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。本市ではこれまでも各種講習会や啓発事業等の心のバリアフリー事業を行ってきたが、平成 28 年に障害者差別解消法が施行されることに伴い、より一層教育機関や企業等とも連携し、心のバリアフリー事業を推進する。

基本施策 2 誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進

すべての市民が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉等様々な分野における人や組織が連携し、体系的、継続的な支援を行うための仕組みづくりを推進する。

(1) 在宅生活を継続するための目標の共有化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市全域レベル等段階ごとに重層的に設置する地域ケア会議を活用するなどして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。

(2) 生活支援サービスの充実

在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスを充実させるとともに、24 時間 365 日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。また、家族介護者がワーク・ライフ・バランスを実現するためにも家族の介護負担の軽減が必要である。そのため、介護者への体系的な支援の体制の一層の充実させるとともに、体系化を図る。

障害者の地域生活を支援する基幹相談支援センター、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所の連携を強化し、地域の中核となる地域活動支援センターの機能を充実させ、障害ケアマネジメントの質の向上と利用の促進を図る。

コメント [武蔵野市役所4]: 全協 20 番。この検討結果が(2)の修正内容

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所5]: 全協 20 番
介護離職ゼロは国でも打ち出している全体方針であり、重要課題と認識しているため、その内容を盛り込み修正した。

(3) 保健・医療・介護・福祉の連携の推進

在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護・福祉に関係する多職種が連携した、発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。そのため、武蔵野市医師会と市が共同設置する武蔵野市在宅医療介護連携支援室を核として、市が従来から取り組んできた脳卒中地域連携パスやもの忘れ相談シート等を活用した連携をさらに推進する。また、ICTの活用によるリアルタイムな情報とケア方針の共有化による医療介護連携の仕組みづくりを行う。

(4) 医療の機能分化への対応

高齢化の進展等に伴い、今後は医療ニーズの高い高齢者の増加が予想される。限りある医療資源を対象者の状態等に合わせ、的確かつ効率的に提供できる体制を確保するため、初期・二次・三次救急等医療機関の機能分化を推進する必要がある。他の自治体との連携等の検討を行うつつ、医療体制の機能分化について、かかりつけ医の重要性とともに、市民への理解と協力を求める。

(5) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法の趣旨に基づき、生活困窮者の自立と尊厳の確保に向け、総合相談や子どもの学習支援等の事業をさらに充実させる。事業の周知や関係機関との連携に重点を置き、支援が必要な人を早期に発見・支援する仕組みづくりと、個々の状況に応じて継続的に関わっていく伴走型の支援の充実を引き続き推進する。

また、様々な社会資源を活用し、一人ひとりの状況に応じた多様な支援を行うとともに、既存の支援団体とのより一層の連携や、地域における新たな支援団体を育成していくことも検討していく。

(6) 認知症施策の推進

認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターなどの医療機関との連携により、認知症の早期発見やアウトリーチ型の対応に努める。また、認知症が疑われた場合の相談や支援の流れを市民にわかりやすく示すとともに、今後ますます独居の認知症高齢者が増えていくことも勘案しながら、見守り施策の充実や、市民への認知症理解の「さらなる」普及啓発を進め、若年、高齢にかかわらず、認知症の人の地域での生活を支援していく。

(7) 権利を守る取り組みの推進

判断能力が不十分な市民の生活や財産等を守るため、権利擁護事業・成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていくことにより、まちぐるみで支える体制を整備していく。また、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要があるため、虐待防止連絡会等を活用し、関係機関の連携強化や虐待問題に関する知識の普及啓発を図る。

障害者差別解消法の施行に伴い、市民一人ひとりが「必要かつ合理的な配慮」について考え、

コメント [武蔵野市役所6]: パブコメ 17 番
認知症サポーター養成講座等の具体的施策
をより一層行っていくという意図で追加す
る。

実践していくために、地域自立支援協議会などと協働して、積極的な普及啓発活動を推進する。

(8) 災害時における緊急対応

災害対策基本法の改正に基づき、各関係機関等と地域福祉活動団体との連携のもと、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。また、災害対策を契機に、地域福祉活動の活性化を図る。

基本施策 3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

メンタル面に関わる疾患の増加や、新たな感染症の流行など様々な心身の健康をめぐる課題が発生する中、それらを未然に防ぐための対策を行う。誰もがいつまでも心身ともに健康な生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを進める。

(1) 健康寿命の延伸に向けた施策

健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点から、がんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施するとともに、心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた事業を推進する。

特に、高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に参加できる仕組みについては、既存事業の整理体系化も含めて「新しい総合事業」の中で地域の力を活かしつつ、推進していく。

(2) こころの健康づくり

生活課題の複雑化などにより、メンタル面に関わる疾患の発症が増加している。早期発見と早期対応がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。こころの健康に対する市民の意識向上や知識の普及に取り組む。また、メンタル面に関わる疾患が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、発症を予防するための効果的な取り組みの情報共有を進め、相談体制を充実する。

(3) 感染症発生への対策

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生に備え関係部署と連携して必要なマニュアル等の整備を進めるほか、その他の危険性の高い感染症発生時においても市民の生命及び健康を守るための対策強化に努める。

基本施策 4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会の中での自己の役割に自信と誇りを持ち、生きがいを持って充実した日々を送れるよう、地域における活動の場を確保するための取り組みを行っていく。

(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者にとっては、社会参加が最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、高齢者が社会における役割を見だし、仲間づくりや地域活動などに参加しやすい仕組み

をつくっていく。そのため、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加の意欲を高めるとともに、地域による支え合いの仕組みを推進するため、地域支え合いポイント制度（仮称）の創設と先進的な活用方法を検討する等、多様な取り組みを支援する。また、障害者や引きこもりの人が、社会の一員であることを自覚でき、孤立したり疎外感を感じたりすることなく暮らしていける環境づくりが重要である。さらに、高齢者だけでなく障害者も、社会参加や文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進する。

(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者・障害者にとっても、就労は経済的に自立する手段であるとともに、生きがいとなりうる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮した支援を行うとともに、企業や事業者に対する働きかけや支援も必要である。（公社）シルバー人材センターに対し、介護保険制度改正による生活支援サービスのニーズの増大や、これまでも行ってきた生活の中でのちょっとした困りごとへの対応など、事業拡充に向けた支援を行っていく。また、高齢者のさらなる雇用促進に向け、（公社）シルバー人材センターの一般労働者派遣事業への参入についても検討を促す。

さらに、平成 30 年の改正障害者雇用促進法施行に向けて、障害者就労支援センターを中心とするネットワークを活用し、事業者に対する周知と雇用・就労支援を実施していく。

(3) 介護・看護人材の確保

深刻化する介護・看護の人材不足に対応するため、関係団体と連携し、介護職や看護職等を対象とした研修の充実を図るとともに、介護・看護職員が自らの仕事にさらなる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進する。経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援や、広域連携を視野に入れた人材の確保についても検討する。また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る。

(4) 地域資源とニーズのマッチング

介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実のためには、地域の高齢者等が担い手として活躍できることがより重要となってくる。地域のニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材とのマッチングやネットワークづくりの中心的な役割を担う生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置するとともに、生活支援サービスの体制整備を検討する。

基本施策 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

地域での生活継続を可能にするサービスを持続的に提供するために、既存のサービスのあり方を検証し、財源の確保に努めるとともに、当事者や介護者のニーズを把握したうえで、民間の活用も含め、計画的な基盤整備を行っていく。

(1) 福祉サービスの再編

障害者の高齢化・重度化・重複化や介護者の高齢化により、居住系サービス基盤（グループ

コメント [武蔵野市役所7]: 全協 15 番。住まいについて

書式変更: 蛍光ペン

ホーム等)などのさらなる整備に対するニーズは介護者を中心に高まっている。重度の障害があっても住み慣れた地域での生活を継続していくことが可能な、相談支援機能や緊急時の在宅生活のバックアップ機能などを備えた地域生活支援の拠点となる入所施設の市内整備も必要である。障害者福祉センターについても、今後の障害者福祉施策の中での位置付けを検討したうえで運営体制等の見直しを図る。

障害者総合支援法の法内サービスの充実などにより、引き続き扶助費の増加が見込まれる。そのため、既存のサービスを検証し、再編を行うことによって、財源の配分を基盤整備にシフトさせていく。また、福祉サービス事業所の第三者評価受審の勧奨等を行うことで、引き続きサービスの質の向上を図っていく。(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会は、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行ったうえで統合の準備を進める。

(2) くぬぎ園の跡地利用

医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等が課題である。くぬぎ園の跡地の活用については、高齢者と障害者を一体的にケアすることができ、かつ、地域での生活継続にも十分に配慮した医療系サービスを核とする多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と継続的に協議を進めていく。

(3) 特別養護老人ホームの市内整備

後期高齢者の増加に伴い、今後も中・重度の要介護高齢者の増大が見込まれるため、介護予防拠点も含めた地域包括ケア推進機能を併設した特別養護老人ホームを市内に誘致する。

(4) 市有地活用などによる福祉インフラ整備事業の検討

福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東京都の福祉インフラ整備事業やPPP(官民連携)の手法等を参考に、未利用の市有地を活用するなど、中長期的な展望に立った本市独自の福祉インフラ整備事業を検討する。

Ⅱ 子ども・教育

この分野の施策は、すべての子どもの発達を保障し、子どもの最善の利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体の連携を図りながら、子どもたちが健やかに育ち、未来に向けて力強い一歩を踏み出す力を身に付けることを支えるとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目的とする。

一人ひとりの子どもの育ちと子育て家庭への支援、多様な主体や地域社会全体による子ども・子育て支援、次代の担い手である青少年の成長・自立への支援、子ども・子育て家庭への支援を推進する基盤の整備、学校教育の充実を図る。

基本施策 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

今日、核家族化が進んでおり、また、近隣・地域との関係が希薄になっていることで、保護者の子育てに対する負担や不安感が増している。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、自らの将来に向け力強く成長できるよう、すべての子どもと子育て家庭に対して総合的な支援を行っていく。

(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援

子育ちと子育てを支援するため、家庭の教育力や子どもの育ちに着目した各種講座等の事業や、親子がふれあい絆を深めるための事業を実施していく。

また、就業環境やライフスタイルの変化等により子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、地域社会全体で支援する施策が求められている。ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内事業者を対象とした講演会やセミナーを開催し、関係団体等との連携を図りながら、職場の意識や働き方の改革を支援する。

心身に何らかの障害のある子どもやその親が、地域で安心して生活し続けられるように、障害や発達の状況に応じた適切かつ、ライフステージの節目で途切れることのない支援が必要である。母子保健事業や療育機関、子ども関連施設、教育機関の連携を強化する仕組みを検討する。障害児保育、学齢期における特別支援教育、学童クラブや放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援について整備・充実を図る。

すべての子どもが、その家庭の経済状況にかかわらず健やかに育つことができるよう、児童手当、医療費助成等の経済的支援を引き続き実施する。市が独自に行っている助成については、適正な受益者負担及び必要な人への的確に支援を届けていく観点から必要な見直しを行っていく。

(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育てを取り巻く環境の変化により、児童虐待への対応件数が全国的に増え続け、重大事案も発生しているほか、DV被害についても認知件数が増えていることから、早期発見に向けた

市民等への啓発、周知のほか、相談しやすい窓口づくりについても一層進めていく。子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援を要する家庭へのサポートを行うとともに、子育て支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等関係機関の連携強化及び相談員の専門性・対応力の向上を引き続き図る。

近年、親の就業形態や経済状況等による子どもの貧困問題が顕在化しており、その連鎖を防ぐ取り組みが課題である。子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を実施するとともに、生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について、子ども、教育、福祉分野の庁内関係各課で構成する子ども支援連携会議で検討を進める。また、学校における総合的な子どもの貧困対策として、スクールソーシャルワーカーによる相談支援や学習支援などの対策を進めていく。

経済的に困難な状況に置かれているひとり親が、安定した就業によって経済的に自立し、仕事と子育てとを両立できるよう、相談体制の充実を図り、就業支援のほか手当等の経済的支援や日常生活支援を実施していく。

(3) 待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応

乳幼児数の増加と多様な就労機会の拡大などにより、保育所待機児童対策は喫緊の課題となっている。市では、平成24年度からの3年間で624名の定員枠を増加し、2,370名分の枠を確保したところである。今後は、計画的に0・1歳児及び3歳児への対策を行い、引き続き保育ニーズを把握し、早期の待機児童解消を目指す。また、地域型保育事業と保育所等との連携体制の確立を進める。

子ども・子育て支援新制度に位置付けられた事業所内保育事業や居宅訪問型保育事業、一時預かり事業等の多様な保育ニーズへの対応について検討を進めるなど、安心して働き続けられるための支援を行っていく。

一方、保育所等に対する認可手続きの審査や指導検査体制を確立していくとともに、武蔵野市保育のガイドラインを指標として、武蔵野市全域の保育の質の維持・向上を図っていく。

新武蔵野方式による市立保育園5園移管後の評価・検証を実施するとともに、新制度下における市立保育園の役割について検討を行う。

保育に関するサービス利用と利用者の適正な負担については、定期的な検討と見直しを行っていく。

基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

第五期長期計画の重点施策として「子育てネットワークの多層化」が挙げられている。子どもと家族、地域の絆や関係性の希薄化を補い、地域・団体・事業者・行政などの多様な主体による子育てネットワークづくりに引き続き取り組み、地域社会全体で子ども・子育てを支えていく。

(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実

NPOや地域団体など多様な主体による子育て支援の推進を図るために、子育て支援団体、関連施設同士をつなげる新たな仕組みが必要である。子育てひろばを運営、実施している施設や団体関係者によるネットワークを構築する。

また、誰もがいつでも子育てに関する最新の情報を入手し、共有することのできるよう、行政情報をはじめ、民間情報・地域情報を一元化したウェブサイトの開設などを検討する。

(2) 共助の仕組みづくり

子育てや子どもの安全を地域全体で支え合う機運を、より一層醸成する必要がある。来所型事業では対応できない子育て家庭への支援として、共助の仕組みを活かした新たな訪問支援型事業の導入を検討する。また、地域の子育て力向上が求められていることから、子育て中の親自身も含めた地域における子育てボランティアなど、教育・保育サービスの担い手の育成及び拡充を図るための講座や交流会、研修会等を実施する。

子どもが巻き込まれる犯罪を未然に防ぎ子どもの安全を確保するため、引き続き学校や子育て支援施設、地域において相互の連携を深め、市内の防犯機能を強化する。

基本施策3 青少年の成長・自立への支援

青少年期は、自然体験やスポーツ、芸術・文化など様々な実体験を積み重ねることで、自ら考え、責任を持って行動できる人間として成長していく時期である。そのような大切な時期を健全に過ごせるよう、次代の担い手である青少年の成長を社会全体で支えていく取り組みが重要である。

(1) 小学生の放課後施策の充実

地域子ども館あそべえと学童クラブでは、相互の交流時間を拡充し、連携を進めているが、さらなる連携強化と質の向上により、育ちの環境を充実させることが必要となっている。今後は、(公財)武蔵野市子ども協会（以下「子ども協会」という）への委託による運営主体の一体化を進め、両事業の連携と体制をさらに強化する。また、子ども協会の有する専門性を活用するとともに、児童館で培ってきた相談機能や多様な遊びを通して子どもの成長を支援するスキルを付加していくことで、小学生の放課後をより豊かにできるよう機能の充実を図る。

学童クラブ事業については、より必要度の高い低学年において待機児童を出さないよう取り組みを進める。高学年児童（障害のある5～6年生を含む）については、学童クラブの在籍児童の状況を踏まえて、あそべえと連携した受け入れのための整備を図る。

(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

豊かな人間性を醸成し、青少年の成長を支援するため、様々な学習や体験の機会を提供していく。

高校中退などで学校や地域と離れてしまった青少年に対しては、将来の展望につながる支援

を継続的に実施する必要がある。広域的な連携も視野に、自分自身では解決できない課題や悩みを抱え、将来に展望が持てない青少年に対し、居場所の提供や仲間づくり支援、世代間交流、学習支援を含む日常生活支援を行う中で、再チャレンジを応援する。一方、そのような状況を未然に防ぐため、学校教育においても、教育支援センターを中心にして学校生活や社会への適応に向けた支援を推進していく。

(3) 自然体験事業の拡充

自然の中での様々な体験は、子どもたちの健やかな心身をはぐくみ、仲間意識、道徳観、正義感等が養われることが期待されることから、より充実していく必要がある。地域住民の自主的な活動に対し、プレーパークで実践しているノウハウの提供や公園の利活用等の支援を行うとともに、子どもたちが地域で遊び、育っていけるよう出張プレーパークを拡充していく。

ジャンボリー事業は、地域の市民や団体がより積極的に関わることができる仕組みを研究するとともに、これまでの実績を踏まえたうえで、実施方法を含めたあり方について検討する。

(4) 地域活動への積極的な参画支援

青少年自身が地域の一員であるという自覚や愛着を持てるよう、また地域の活動に積極的に参加できるよう取り組みを進める必要がある。地域のリーダーを育成するための講座を実施し、活躍の場を提供するとともに、地域の中心として活動が継続できるような方策を検討する。また、若い親世代が、学校のPTA活動はもとより、地域の事業や青少年の健全育成事業に参画できるような手法も検討する。

基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

多様化する子育て支援ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供してきた。一方で、対象者や目的が重複している事業もあり、利用者が適切に選択できるよう体系的に整理する必要がある。各施設の機能・役割や子育て施策を整理・検証したうえで、全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく。

(1) 子ども自身による意見反映への取り組み

子どもに関する施策の推進にあたっては、当事者である子ども自身の声を受け止め、反映する場を設けていく必要がある。次代の親を育成する観点と子ども目線に立った事業展開を図る観点から、子どもプランの点検・評価、次期プラン策定に意見を反映する場として「中高生世代会議（仮称）」を開催する。

(2) 幼児期の教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格の土台をつくる重要な時期であり、将来に向け、たくましく生きていく力を身に付けるため、幼児期の教育をより充実したものとする必要がある。子どもの望ましい発達を支えるため、環境の整備、保育者の資質や専門性の向上、関係機関の連携など様々な取り組みを進める。

また、待機児童対策への対応も含めて、幼稚園を活用した預かり保育の充実に対する補助の見直し、拡充を図る。

(3) 桜堤児童館の機能拡充

桜堤地区における乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所など多様なニーズに的確に対応するため、桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の拡充を図り、地域の子育て支援団体をはじめとする民間の活力や市民の力を活かした運営を行っていく。

(4) 市立保育園の改築・改修計画の策定

市立保育園について、待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。子ども協会に移管した保育所等について改築・改修に対する協力支援を行っていくとともに、その他民間認可保育所についても必要な支援を行う。

基本施策 5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

国の第2期教育振興基本計画の策定をはじめ、教育委員会制度や障害者基本法の改正、障害者差別解消法やいじめ防止対策推進法の制定など、学校教育に関わる制度が大きく変化している。第二期武蔵野市学校教育計画に記載した施策・取組を着実に実施し、今後、子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていく。

また、子どもたち一人ひとりの興味や関心を大切に、主体的な学びを重視する教育を進めるとともに、すべての教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤に互いに尊重し合う態度や他者とともに生きる力をはぐくんでいく。

(1) 確かな学力と個性の伸長

習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を発展的な学習についても充実させるとともに、各教科のねらいを実現させる手立てとして、知的活動（論理や思考）やコミュニケーションの基礎となる言語活動の充実を図る。また、外国語によるコミュニケーション能力を高めるため、英語教育の充実を図る。

さらに、子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等を育成するため、効果を見極めたうえでICT機器等を計画的に整備し、効果的な学習を推進していく。併せて、情報化の負の側面に対応し、情報社会で適正な活動を行うことができる考え方や態度をはぐくむための情報モラル教育を行う。

(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

子どもたちの知的な好奇心や豊かな人間性をはぐくみ主体的かつ協働的に学ぶ姿勢を育てるため、セカンドスクールなど農山漁村でのふるさと生活体験や自然体験活動の質の向上を図る。また、子どもたちの豊かな感性や創造力を高めていくため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化

的・芸術的活動を充実していくとともに、環境教育などの取り組みも引き続き推進していく。
さらに、子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考えるための市民性を高める教育や小中9年間を見通したキャリア教育を一層推進する。

いじめ問題については、「武蔵野市いじめ防止基本方針」に基づいて、未然防止・早期発見・迅速で確実な対応の充実を図る教育活動を展開する。

(3) 健やかな体をはぐくむ教育の推進

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、体育を専門とする学習指導員の充実や部活動への支援を行い、学校の教育活動全体を通じた体力づくりの取り組みに努める。

学校教育における食育推進のため、全小学校への自校調理施設の配置を学校の改築の時期を踏まえて計画的に進めるとともに、地域人材の活用を含めて効率的な施設運営を行っていく。
また、全世代を対象とした食に関する啓発を推進するセンター的機能を兼ね備えた、中学校の新たな共同調理場の設置を検討する。

(4) 学校と地域との協働体制の充実

学校・保護者・地域住民が協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校から家庭や地域への積極的な情報発信を行うとともに、各小中学校に設置されている開かれた学校づくり協議会について、小学校と中学校の連携をより深めて、地域と協働した学校経営を一層推進する。また、保護者や地域住民の学校運営への参画を図るための仕組みづくりを検討する。地域の企業や大学などの教育資源の連携による、特色ある教育活動を実践するため、地域のネットワークづくりを教育推進室が核となって確立していく。

(5) 特別支援教育・教育相談の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かい指導・支援を受けられる体制づくりを、本市独自の個別支援教室の全小学校での整備や都の特別支援教室の導入により推進する。また、児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学級の検討・設置を計画的に進めていく。インクルーシブ教育システムの構築も見据え、交流及び共同学習、合理的配慮、基礎的環境整備等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取り組みを進める。併せて、理解を促進するための広報や啓発、教育などを行っていく。

学級をサポートするための支援人材や派遣相談員などの役割の整理と適切な配置を進めるとともに、必要に応じて拡充を図る。また、スクールソーシャルワーカーの配置と支援体制を充実させ、学校だけでなく、関係機関等との多様なネットワークを早期に構築することにより、不登校、虐待などの問題を抱える子どもや家庭への支援を行っていく。

(6) 学校・教員支援体制の充実

教員の資質の向上や新たな教育課題への対応力を高めるため、個々の教員をきめ細かく支援

する教育アドバイザーの活用を進めるとともに、職層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。

学校の教育活動に対する支援や教職員への業務負担の軽減を図るため、教育推進室については教育センター的機能を発展・充実させていく。将来的には、学校施設の改築等に合わせて、その他必要な機能を備えた教育センターとして早期に実現を図る。

(7) 9年間を見通した小中連携と幼保小の接続の促進

国の動向も踏まえ、小学校と中学校の連携及び一貫した教育のあり方について検討する。子ども一人ひとりに対する継続した指導や支援を一層充実させるため、9年間を見通した小中連携の取り組みを強めるとともに、幼稚園、保育所から小学校への接続をスムーズに行うための連携も推進していく。

(8) 安全な教育環境づくりと計画的な学校整備・改築の推進

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全な学校づくりを進める必要がある。防犯教育・交通安全教育・防災教育を進め、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。

学校施設は、計画的な予防保全を実施するとともに、新たな教育課題への対応や適正規模のほか、小中一貫教育、防災機能、多機能化・複合化等のあり方を踏まえて、学校施設整備基本方針及び学校施設整備基本計画（仮称）に基づいた整備・改築を着実に実施していく。

Ⅲ 文化・市民生活

この分野の施策は、市民文化がさらに成熟すること、コミュニティが発展していくこと、生涯学習やスポーツなどが充実していくこと、そして産業の振興、交流や災害・危機に強いまちづくりを継続していくことで市民生活がますます充実していくことを目的とする。

本市のコミュニティ活動は、市民自治の歴史を継承しながら行われており、より発展的に展開されるための支援や仕組みをつくりだすことで、さらなる活性化を図る。また、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツ及び文化の振興を図る。

産業の振興や他都市との交流は、地域が持続的に発展していくためには不可欠であり、本市の課題に対応した施策を展開する。

基本施策 1 地域社会と市民活動の活性化

人と人とのつながりによってもたらされる地域のコミュニティは、特に都市部において希薄化が進んでいるが、安全・安心な社会を構築していくためにも、その役割が再認識されている。地域の支え合いをキーワードに地域コミュニティのつながりを深めることが必要である。また、地域活動の担い手の多くは固定化・高齢化しつつある。より地域活動に参加しやすい雰囲気と仕組みをつくり、将来の担い手となる人材の掘り起こしと、活躍できるような場をつくっていくことが求められる。

(1) 地域のつながりの共有

「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受けて、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について共有し、話し合うことができる場である地域フォーラムの取り組みを支援するとともに、市民の活動拠点であり、また、多世代が集う居場所として、コミュニティセンターにふさわしい機能を充実させる。なお、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターのないコミュニティセンターについては、バリアフリー化への取り組みとして設置等を検討する。また、これらを踏まえて、「公共施設等総合管理計画」に基づいたコミュニティセンター全体の整備計画を策定する。

昭和46年に策定したコミュニティ構想の理念を継承しつつ、将来的にはコミュニティや福祉などの活動区域を統合することも含めて整理し、本市らしい新たなコミュニティ構想を検討する。

(2) 市民活動の活性化

豊かで活力のある地域社会を発展させるため、NPO・市民活動団体、企業や大学、さらにコミュニティ活動団体等、多様な主体間での連携と協働を実現していく。

あらゆる世代の多様なキャリアを持つ市民が市民活動や地域活動に取り組むための意識啓発

コメント [武蔵野市役所8]: 全協 25 番・26 番 自治の追記について

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所9]: 全協 32 番 中間支援機能について

書式変更: 蛍光ペン

と行動に移すための支援を行う。

基本施策 2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築

現代においては、一人ひとりが求める価値観や生活観が多様多様になっている。性別、年齢、国籍等によって異なる多様な価値観や生活観を知り、認め合いながら生き、個性やキャリアが活かされていくことは、豊かな地域社会を形成していくための基礎として必要である。また、一人ひとりが尊重される社会の構築を進めるため、引き続き人権について理解を深める活動を推進していく。

本市は、第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった歴史を持つことから、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えることを大切にしてきた。今後も戦争体験を伝承し、平和の意義を発信し続ける。

(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

誰もが安心して暮らしていくためには、偏見や差別がなく、虐待などが起こらない社会を構築する必要がある。人権について一人ひとりが関心を持ち理解を深めていく活動を推進する。

(2) 男女共同参画計画の推進

男女が、社会の対等な構成員として、互いに尊重し合い、自分らしい生き方ができる環境を実現するため、第三次男女共同参画計画を着実に推進する。

そのため、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう取り組むとともに、男女平等意識をはぐくむ啓発活動や、家庭・地域・事業者などと連携し、生活と仕事が両立でき、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境整備に努める。こうした施策の実効性を確保するため、推進拠点となる「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」の機能充実や男女共同参画基本条例（仮称）の制定など推進体制の整備を図る。

(3) 平和施策の推進

戦後 70 年を超える歳月が流れ、戦争体験者の証言記録や戦争資料を残すことが困難になってきていることから、これらの記録や資料の収集作業を引き続き実施し、資料の整備を推進する。本市の歴史の記憶を、次代を担う若い世代に継承していくとともに、今後も、戦争のない世界を実現するために武蔵野市から国内外へ平和の意義を発信する。

基本施策 3 市民文化の醸成

本市では、市民による様々なコミュニティ活動等が行われており、多様な市民文化が発展を遂げてきた。また、商業地の形成、緑を大切にする意識の継承、文化施設の整備、質の高い芸術文化の創造・発信、市内及び近接する 5 つの大学の存在、創造的なクリエイターや研究者の居住・集積、それらを支える事業者の展開など、本市では、様々な要素により都市文化を形成してきた。

今まで、築き上げられてきた市民文化や都市文化を大切に守り育て、発展させるとともに、東京オリンピック・パラリンピックや都市観光の推進などを通じて、今後も、市民文化・都市文化の醸成に努めていく。

(1) 文化振興に関する方針の策定

文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはぐくむと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮する。また、文化は都市の魅力を高め、これからの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、市民活動、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづくり等様々な分野と関連する。文化を振興し、文化で地域の持続的な発展を目指すことを目標とし、文化振興に関する方針を策定する。

（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の活動はともに、市民にとっての市民文化の享受と発信に資するものである。これらを一体的に推進し、さらなる市民文化の発展を目指していくため、両法人の統合の準備を進める。

(2) 文化施設の再整備

文化施設は、市民の生涯学習の場として重要であるとともに、現代においては地域の魅力を市外や国外に発信する拠点としてその位置付けが再認識されている。公共施設の配置のあり方を踏まえ、老朽化する施設の整備や更新を好機と捉え、現代及び将来のニーズに合わせて、役割や位置付けを見直し、周辺あるいは関連施設も含めて新たな価値を創造する施設へと再編していく。

築後 50 年を超える武蔵野公会堂の建替えは、周辺街区を含めた吉祥寺駅南口の再開発に留意し、民間事業者との協力の可能性も含めた検討を進める。吉祥寺美術館の拡充の要否は、隣接する音楽室のあり方を含め、引き続き検討する。三駅周辺には集会機能やホール機能を有する施設が重複しており、役割の整理が必要である。集会機能を有する市民会館やホール機能を有する芸能劇場は、それぞれの圏域における面的な施設配置から役割や位置付けを検討する。既に築後 70 年を超える松露庵は、市民文化会館の茶室と併せて、今後の有効的な活用等を検討する。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の促進

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典としての意味合いも持っている。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、多様な文化の交流の場である文化プログラムの実施を検討する。

(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進

成熟した都市文化は本市の大きな魅力の 1 つである。今後も文化的な資源を発掘するとともに、市の内外を問わず、より多くの人に、よりわかりやすく本市の魅力を発信する。また、近年増加している外国人旅行者も含めた観光客を受け入れるための環境整備を進め、来街者の誘致につなげていく。

基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

市民の学びは主体的な活動へとつながり、ネットワークが形成されることで、新たな学びの場が生まれる。この創造と循環は、魅力あるまちづくりにもつながっている。武蔵野プレイスでの活動支援や、多様な主体とのネットワークによる学びの提供を通じて、市民の参加と活動を支援していく。

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを通じて、市民一人ひとりが豊かな生活を続けていけるよう、今後も「スポーツ活動を支える地域の担い手の育成とともに」、スポーツ活動に取り組める環境整備を進める。

(1) 生涯学習機会の拡充

誰もがいつでもどこでも、学びたいときに学び始めることができるという生涯学習の理念を実現するため、多様な事業主体と連携することにより、事業の充実と生涯学習情報の共有化を推進する。

日中に仕事等がある市民へも学びの環境が提供できるよう、生涯学習プログラムの受講機会の拡大を図る。

武蔵野プレイス、~~武蔵野ふるさと歴史館~~や市民会館など、生涯学習の拠点がその目的・役割を達成するために、運営状況や事業内容を効果検証する。~~もつ~~市の各部署・関連施設をはじめ、生涯学習団体、大学、研究機関・企業との連携を進め、施設の特性に応じた多様な事業展開を図る。

(2) スポーツの振興と施設の再整備

平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される。両大会に向けてスポーツの機運を醸成するとともに、障害者スポーツの振興を図る。

市民の生涯学習・スポーツ活動を支援するため、総合体育館、温水プールなど既存施設は、バリアフリーをはじめとする整備・更新を計画的に行う。また、旧桜堤小学校跡地へのスポーツ広場の設置については、桜野小学校の児童数の推移などを勘案したうえで整備を検討する進める。

(3) 図書館サービスの充実

子どもが読書に親しみ、本を通じて得た豊かな知識を社会生活へと活かしていけるよう、乳幼児期からの切れ目のない読書活動支援や学校図書館との連携等を推進していく。また、地域における様々な資料・情報の収集・整備やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びや課題解決を支援する。

図書館に期待されるサービスが多様化しており、効率的・効果的に対応するために、中央図書館を中核とした図書館のあり方を確立する。吉祥寺図書館は、武蔵野プレイスでの実績を踏まえ、指定管理者制度の導入を検討し、地域や施設の特性に応じた特徴ある図書館を目指す。

コメント [武蔵野市役所10]: 全協 43 番
五長より継続して「担い手の育成」を記載

コメント [武蔵野市役所11]: 全協 42 番、圏域別 22 番
生涯学習の情報提供について、コミュニティ関係や地域課題の学習機会を追記することについて

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所12]: 市民意見交換会 17 番・21 番、パブコメ 40 番、全協 41 番
例示に「市民会館」を明記し、施設ごとの事業展開を進める記載に修正する。

コメント [武蔵野市役所13]: 全協 40 番
具体的に「進める」のではなく、「検討」とすることで、幅を持たせた記載とする。

コメント [武蔵野市役所14]: 全協 37 番・39 番
指定管理者制度導入の記載について

書式変更: 蛍光ペン

(4) 歴史文化の継承と創造

武蔵野ふるさと歴史館は、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。また、まちの歴史を知ることは、まちの愛着へとつながり、市民活動を担う大きな動機付けとなる。歴史文化に親しむ機会の提供を通じて、市民の学びを支援するとともに、歴史的価値の継承と創造に取り組む。

基本施策 5 地域の特性を活かした産業の振興

都内有数の商業集積地である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は、市全体の「にぎわい」や活力を生み出す原動力である。一方、路線商業は地域のコミュニティにおいて市民の日常生活を支えている。このような本市の主要産業である商業に関し、引き続き支援していく。

また、今後も事業者・消費者双方から選ばれるまちであり続けるため、既存の産業に加え、本市の実態に合った新たな産業への支援を通じて、市の経済の活性化を図る。

(1) 産業振興計画の推進

武蔵野市産業振興計画により明確化された市、商工会議所、商店会連合会等関係機関の役割に則り、さらに地域の大学やNPO等との連携を深めながら、産業振興策を計画的に推進する。

(2) 商業の活性化

商店会については、実態を把握し、必要に応じた商店会同士の連携や統合、法人化等を促すとともに、個店の新規加入及び商店会の維持・発展ができるよう、特性に応じた支援を行う。また、全商店会に共通する担い手不足を解決するため、新たな人材やNPO・大学などに対し、商業活性化の活動への参加を促し、まちの活性化につなげていく。

(3) 都市型産業の育成

市内の経済活動を維持し、発展させるためには、新たな事業者の参入による活性化が必要である。このため、「本市での事業を希望する者が、市内で活動できるよう、創業支援を実施するとともに、本市の特性に合った産業として、コンテンツ産業などの文化産業の育成及び知識集約型産業などの支援を図る。また、地域で活動する団体等が、安定的・持続的に地域課題のための事業に取り組めるよう、コミュニティビジネスへの支援を行う。」

(4) 中小企業への支援・セーフティネットの充実

市内の経済を支える中小企業の健全な経営活動を促進するため、引き続き融資あっせん等の支援を行う。また、働くことを希望する市民が安定して働くことができるよう、関係機関と連携し、セミナー等の情報提供や就労機会の拡大及び雇用・労働環境の充実を図る。

(5) 都市農業の振興と農地の保全

都市における農業は、新鮮な農産物の供給、農業体験の場の提供、災害時の一時避難場所や、食育のほか、自然環境保全に欠かせない機能を有している。今後も農業従事者、NPO及びJAとも連携しながら、市民が農業にふれ合う機会を設け続けるとともに、農業振興基本計画に

コメント [武蔵野市役所15]: 全協 48 番
にぎわい創出の追記について

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所16]: 全協 47 番
雇用や労働の項目にわたることについて

書式変更: 蛍光ペン

沿って農業の振興及び農地の保全を図っていく。

基本施策 6 都市・国際交流の推進

国内における都市と地方の共存及び国際社会における平和・友好を実現するためには、市民の相互理解が不可欠であり、一層の市民レベルの交流を進める。また、外国人が安心して生活し、地域で活躍できるよう、支援の充実を図る。

(1) 交流事業のあり方の検討

国内交流においては都市と地方が相互に補完し共存すること、国際交流においては平和・友好に資するため、青少年の異文化交流や市民の相互理解を深めることを目指す。これらの事業をさらに効果的に進めるため、多様な主体の参加を得ながら、市民の相互交流のあり方を検討する。

(2) 市内に在住する外国人等への日常生活支援

市内に在住する外国人の多国籍化及び定住化に伴い、より多くの言語かつ複雑で専門性が求められる相談が増えている。これらのニーズに対応するため、（公財）武蔵野市国際交流協会を中心に近隣自治体などとの連携を視野に入れ、対応できる人材を確保・育成していく。また、外国人が地域において安心して生活し、活躍できるよう、わかりやすい広報紙や、ホームページの制作により、外国人への生活等の情報提供を充実させるとともに、地震等の災害に対する知識・対処方法等の周知及び発災時の支援体制の整備を行う。

基本施策 7 災害への備えの拡充

首都直下型地震がいつ発生してもおかしくない状況にあり、安全・安心なまちづくりをするうえで、防災態勢の強化は重要な課題である。高齢化や増加傾向にある外国人来街者など変化するニーズに対応した態勢の整備を進める。また、二次災害による被害拡大を防ぐため、建物の耐震化や発生した火災の延焼の防止など、防災の観点を重視した基盤の強化を図る。

(1) 防災態勢の強化

災害発生時において市は、被害状況をはじめ、市を取り巻く状況を正確かつ迅速に把握することが、その後の初動対応をするうえで重要である。また、高齢者、障害者及び外国人等も自ら情報を受発信できるように、停電の発生も想定した多様な情報収集・伝達手段を検討する。

避難所及び避難所運営の充実のため、避難所の生活環境の整備、災害時の学校利用計画の策定、市立小中学校全校に避難所運営組織を設立できるように地域への支援を行う。さらに、発災時には市民が必要に応じて円滑かつ迅速な避難ができるよう、日頃からの市民主体の防災訓練の重要性を市が発信するとともに、避難所運営組織も発信できるよう支援していく。また、避難生活において、介護の必要な高齢者や障害者等、一般避難所では生活に支障を来す人に対して、ニーズに応じたケアが提供できるよう、福祉避難所の充実を図る。

コメント [武蔵野市役所17]: 全協 50 番
地域防災計画との重複について

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所18]: 圏域別 20 番
発災時の自助の仕組みづくりの追記について

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所19]: 全協 52 番
ペット同行避難所の追記について

書式変更: 蛍光ペン

全国の自治体、関係機関、民間企業、ボランティアなどが、効率的かつ効果的な支援活動を行うことが可能となるよう、実効性のある受援計画を検討する。また、友好都市との広域的な連携体制を構築するとともに、近隣自治体においても、連携して災害に対応できるよう相互協力体制を強化する。

(2) 災害に備えたまちづくり

「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を一層進める。中でも、特定緊急輸送道路は、災害時の救急救命・消火活動、物資の輸送など、救助復旧の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐために、国や都と連携を図り、一層の耐震化を進めていく。

大規模災害時には、火災を伴うことが予想され、延焼が拡大する危険がある。木造密集地域や消防水利が不足している地域における延焼の拡大を防ぐために、防火水槽の整備を引き続き進める。

(3) 災害復興の検討

これまで、災害予防や応急対策に視点を置いた対応を進めてきており、今後は災害発生後の復興についても検討する必要がある。復興は、都市基盤ばかりでなく住宅、福祉、医療、産業等の施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。災害発生後に迅速かつ適切な対応を取ることができるように、全庁的な取り組みにより都市、住宅、くらし（福祉・医療）、産業の4つの復興の総体として災害復興に関する対策を引き続き検討し、あらかじめ災害復興マニュアルを策定する。また、中長期的に持続可能なまちづくりを見据えた復興とするために、広域連携の強化を進める。

(4) 住宅の耐震化の促進

大規模な震災に備え、市民生活の拠点である住宅の耐震化は喫緊の課題である。住宅・マンションの耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、耐震化に係る費用の助成、制度の周知、必要性についての普及啓発や様々な情報を提供するとともに、住まいの状況に応じた支援を行う。耐震化と併せ、狭あい道路整備等の誘導策についてさらなる取り組みを行い、災害に強いまちづくりを進めていく。

基本施策 8 多様な危機への対応の強化

犯罪や迷惑行為だけでなく、日々変化する詐欺など、市民の安心を脅かす様々な問題が全国的に発生している。被害の予防かつ拡大を防ぐため、これまでも様々な対策を講じてきており、今後も、地域、周辺自治体、関係機関等とともに防犯性の高いまちづくりを進める。

(1) 防犯力の向上

市内での犯罪件数は減少しているものの、治安に対する関心が増している。犯罪の抑止力となる防犯カメラの設置場所及び台数を含め、今後のあり方を検討する。また、「市民パトロール」の活動も活性化してきており、市、関係機関との密接な連携を進め、まちぐるみで安全・安心

なまちづくり体制を整備する。そのために、各種パトロールの既存の巡回エリアや活動内容についても必要に応じた見直しを行う。

商店会や若者の自主的な活動など、地域や市民による防犯活動を進めることで、多様な視点からまちを見守り、体感治安の向上を図る。

(2) 新しい危機への態勢の整備

予測や予防が困難な危機は、1つの自治体のみの問題ではなく、広域にわたり対応を取る必要がある。市内関係機関との連携にとどまらず、周辺自治体・周辺関係機関を含めた広域連携を進め、市民への情報提供を迅速に行う。危機に直面したときに適切かつ迅速な対応が取れるように、国民保護計画の改定を行い、活動内容を再確認するとともに、広域連携による訓練を繰り返し実施し態勢の強化を図る。

(3) 消費生活の安定と向上

消費者が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないように、消費生活講座等、賢い消費者を育成するための事業を充実させる。また、関係機関と連携し、悪質商法や詐欺等の被害者となりやすい高齢者や若年層を中心に、被害防止の啓発、被害状況の広報など市民への周知を引き続き行い、その他にも被害の拡大を防止する効果的な方策を検討する。

IV 緑・環境

この分野の施策は、市民一人ひとりや事業者等との連携により、緑と水のせせらぎの豊かな環境を保全し、武蔵野市が誇る環境と共生する都市の魅力を発展させ、次世代に引き継いでいくことを目的とする。

本市を取り巻く環境は、集中豪雨や猛暑などの激しい気候変動といった地球規模の環境変化やエネルギー分野における技術進歩といった社会状況の変化など、刻々と変化している。そうした変化の中、生活の豊かさに対する人々の価値観も、利便性の高さだけでなく、省エネルギー・省資源を志向するライフスタイルや社会活動への移行といった地球環境との調和を重視する方向へ転換しつつある。また、利便性の高い快適な暮らしの追求は、資源消費や環境負荷だけでなく、財政にも影響する。地球環境の有限性と財政の効率性を意識し、環境に配慮した生活への転換を、市民とともに進めていく。

基本施策 1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

環境という言葉が示す概念は、公害防止のみならず、緑や水、エネルギー、ごみなど様々な要素とそのつながりを、そして地球規模の問題から身近な生活空間における心地よさまでも含めた広がりを持つ。環境に関する課題解決も、分野や地域、組織を超えた連携が重要であり、またそうした連携の広がり、市民一人ひとりの行動の促進や各事業者や団体等の活性化にもつながる。様々な主体の活動を支援するとともに、主体間の連携やつながりが広がっていくよう支援していく。

(1) 総合的な環境啓発の推進

資源、エネルギー、ごみ、緑、水循環、生活環境などの多様な視点から、**「水の学校」の発展など**環境啓発を充実させていく。また、それらの連関について理解を深めることが、新たな活動へとつながる。そのため、緑・環境に関する情報発信を総合的・一元的に実施していく。その主要な取り組みの1つとして、クリーンセンターの既存施設を有効活用**「したしながら、全市民的な環境啓発を行う」**拠点としての**「エコプラザ（仮称）」**の開設**を目指しに向けて**、周辺まちづくりとの整合性や施設のあり方について、**「これまでの市民参加による検討を踏まえ」**、地域の意見を聞きながら全市的な議論を行っていく。

(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携

水収支・水循環の視点からの雨水の利活用や、減少し続けている民有地の緑を市民自らが守り育てるための活動、市民参加のもとでの良好な生活環境づくり、エネルギーの地産地消における市民活動など、新たな視点で、良好な環境を確保するために市民活動との連携を構築していく。

コメント [武蔵野市役所20]: パブコメ 56 番 環境啓発・環境啓発施設の扱うテーマが「水循環」が中心との誤解を与えかねないため削除。

コメント [武蔵野市役所21]: 語句の整理

コメント [武蔵野市役所22]: パブコメ 56 番 これまでの「新武蔵野クリーンセンター施設・周辺整備協議会」での議論を尊重する考えを表現。

基本施策2 環境負荷低減施策の推進

日本のエネルギー需給環境において、電力やガスなどのエネルギーの自由化が進められ、市民、事業者及び市がエネルギー供給者を選択できる時代へ大きく変わろうとしている。エネルギー消費のスマート化に向けた啓発活動を実施していくほか、市でもエネルギー消費に配慮したまちづくりや施策を推進していく。

(1) エネルギー消費のスマート化

本市のエネルギー消費量は、約4割を家庭部門が占めており、エネルギー消費の減少を期待できる領域である。そのため、各家庭でのスマートメーター導入が進められていることから、今後は各家庭におけるエネルギー消費のスマート化に関する啓発及び支援を推進する。

また、本市はエネルギー賦存量が少ない自治体であるため、再生可能エネルギーの導入とともに、エネルギー利用の効率化や水素などの新たな利用形態も水素エネルギー利用の拡大などを見据えながら、本市として実現可能なエネルギーの地産地消等に市民や事業者等とも連携しながら取り組んでいく。

(2) 公共施設におけるエネルギー施策の展開

新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、環境性能に優れた施設というだけではなく、市本庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターも含めた周辺公共施設の一括受電や、コジェネレーション設備も備えた災害時でも有効なエネルギー供給センターとしての機能を有しており、今後有効なエネルギー活用も期待できる施設となっている。同施設のエネルギー需給の最適化について継続的に調査検討を行うとともに関係施設の設備改善等を行っていく。

本市は、環境に関する方針や目標に自ら取り組んでいくEMS（環境マネジメントシステム）を早くから導入し、着実に環境負荷低減を行ってきた。しかし、これ以上の環境負荷低減が難しいだけでなく、監査や記録業務などの運用負荷やコストの軽減といった課題もあることから、今後、市内の各事業者等との連携も視野に入れながらEMSを再構築していく。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

公園緑地や農地、樹林、街路樹、住宅の庭など、緑豊かな街並みは本市の魅力の1つであるが、緑を維持・保全していくことは簡単なことではない。市全域で捉えると、緑被地は微増しているものの、固定資産税や相続税、維持管理費の負担等から緑豊かな敷地が分割・転用・売却されるなど、民有地の緑は依然減少傾向にある。武蔵野という地勢が形成されてきた歴史と市内各地域の個性そして緑と水が都市にもたらす魅力を踏まえながら、武蔵野市らしい緑のあり方とともに、緑の重要性を発信し、緑を基軸としたまちづくりを市民活動との連携を深めながら引き続き推進していく。

(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成

コメント [武蔵野市役所23]: パブコメ 57 番
水素エネルギーについては幅のある記述の
ほうが適切と考え、意見のとおり修正。

コメント [武蔵野市役所24]: 圏域別 24 番、
パブコメ 59, 60 番

「里山」や「雑木林」という文言を入れる
べきという意見。これらのキーワードは意
識しつつ、特定の時代を例示として表現せ
ずに全市的なイメージ・バランスを踏まえ
た表現としている。個別計画（緑の基本計
画）では雑木林について記載しており、個
別計画改定時には改めて具体的意見をいた
だきたい。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

「緑は市民の共有財産」という共通認識のもと、様々な情報を発信していきながら、市民とともに緑を守りはぐくんでいく。策定から10年を経過しようとする緑の基本計画は、第五期長期計画・調整計画等との整合を図り、次の10年間の計画を実効性あるものとするため見直す。市は樹種固有の樹形を尊重する自然樹形により樹木を管理しているが、例えば市役所前の桜並木など、市民の財産であり緑豊かな武蔵野市のシンボルともなっている街路樹は、道路交通機能の確保と街路樹がもたらす良好な景観の両立についての課題も踏まえながら、保全手法等の検討を進める。また、「仙川リメイク（武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画）」に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法等について検討する。

(2) 緑の保全と創出

民有地の樹林、生垣や農地などの緑を保全・創出していくための誘導策や支援策について検討を進める。公有地の緑については、長期的な視点を持って借地公園の永続的な確保に努める。また、緑の基本計画に基づき、公園空白地域を中心に拡充していくなど、公共施設としての公園・緑地の整備等も進めていく。公園緑地や街路樹等の新設・改修・維持等については、多額のコストを要しており、市民活動との連携や平成26年度に策定した公園緑地の維持管理に関するガイドラインの順守などにより効率的・効果的な維持管理等を進めていく。

(3) 緑と水のネットワークの推進

平成29年に開園100周年を迎える井の頭恩賜公園の記念事業等を機に、全市的な緑と水のネットワークについても、周知啓発を進め、将来に引き継いでいくための活動を市民とともに推進していく。「仙川リメイク（武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画）」に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法について検討するとともに、これら緑と水がもたらす生物多様性について基本的な考え方を示す計画を策定する。

自然環境から様々な恩恵を受けている都市の責務として、本市が実施している「奥多摩・武蔵野川の森」や「二俣尾・武蔵野市民の森」、檜原村の「武蔵野水道・時坂の森」での森林保全活動は都市が果たす役割として高く評価されている。これらの共有の資源資産を活用しながら、広く緑や水の循環について啓発等を継続していく。

基本施策4 循環型社会システムづくりの推進

市民、事業者、市が連携してごみの減量に取り組み、市民一人一日あたりのごみの排出量は減少してきているが、依然として多摩地域の平均的排出量を上回っている。ごみの最終処分量を削減し、ごみ処理にかかる環境負荷や経費を低減するため、安全かつ安定的なごみ処理を基本とし、効率的なごみ処理を進め、市民や事業者への情報発信や啓発事業を通して、ごみ減量への理解と協力を求めていく。

(1) 新武蔵野クリーンセンター（仮称）への移行

周辺住民の理解により着工した新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、平成29年4月の稼働

コメント [武蔵野市役所25]: 基本施策3の文脈を踏まえて「(3) 緑と水のネットワークの推進」の項に移動。

コメント [武蔵野市役所26]: 基本施策3の文脈を踏まえて(1)の記述を移動。

コメント [武蔵野市役所27]: パプコメ58, 63, 64番、圏域別25番生物多様性について、長期計画での位置付けを受け、計画を策定することを追記。

コメント [武蔵野市役所28]: パプコメ64番広域連携に関する内容の記述から改行する。

コメント [武蔵野市役所29]: 誤記の修正

コメント [武蔵野市役所30]: 全協57番誤解を防ぐために表現を改める。

に向け着実に建設を進め、新施設へごみ処理を円滑に移行させた後、現施設の解体、新管理棟建設等の関連工事を行い、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備事業を平成 31 年度に完了させる。これに合わせ、周辺住民と協議を行いながらクリーンセンター周辺の魅力あるまちづくりを推進する。新施設の運営は、DBO方式により、20 年間の運営管理委託を行うが、本市と委託業者の円滑な協力による安全で安定的な運営を行っていく。また、将来のごみ処理のあり方として、近隣自治体とのごみ処理相互支援など、広域処理についても引き続き研究を進める。

(2) ごみ減量及びごみ処理経費の軽減

平成 25 年度に実施したごみ実態調査等により年代別や世帯構成別のごみ排出傾向、資源物が多いという本市の特性が解明されてきている。これらも踏まえ、ごみの収集方法、分別区分、収集頻度等も総合的に勘案しながら、効率的なごみ処理方法の検討を進める。ごみ処理にかかる経費や環境負荷、最終処分状況など本市のごみ処理についてわかりやすい情報提供を行うとともに、市民一人ひとりの行動につながるような啓発事業を実施する。市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割、責務を認識し、相互に必要な連携を進めながら、ごみの発生抑制、最終処分量の削減、ごみ処理経費の低減を推進する。

基本施策 5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

本市が対応すべき課題については、以前から市民生活に影響を及ぼしてきた典型 7 公害（騒音・振動・悪臭・大気汚染等）が挙げられるが、最近では、より市民生活に身近なものに変化している。また、グローバル化の進展等による新たなリスクも生まれている。市では、状況等を判断して必要な対応を取ることで、市民の不安を取り除き、一層良好な生活環境の確保に努めていく。

(1) 様々な環境問題への対応

本市では、近年、個人間の近隣騒音等、生活関係公害への相談が増加してきており、住民相互の問題として解決できるよう **住民・地域と連携した対応を進める** ~~なサポートの仕組み等について検討する~~。また、東日本大震災の原発事故による放射線への対応については、線量が平成 22（2010）年頃の数値程度まで減衰してきていることも含め、**状況等を勘案しながら必要な対応を取っていく**。また、デング熱ウィルスなど虫を媒介とした感染症など、平均気温の上昇やグローバル化等の環境の変化により生じる新たなリスクにも対応しながら、市民生活の安全・安心確保に努めていく。

(2) 魅力ある景観の形成

本市のまちの魅力を一層高めるため、現状を維持・保全しながら、さらに良好な景観を形成していく必要がある。そのため、屋外広告物のルールなどについても、景観ガイドラインの作成と連動し、関係部署と連携して検討する。

空き地・空き家等への対応については、雑草繁茂や害虫の問題といった衛生環境上の視点に

コメント [武蔵野市役所31]: 全協 58 番
誤解を防ぐために表現を改める。

コメント [武蔵野市役所32]: 全協 60 番
曖昧なので「調査が必要」と具体的に記述すべきとの意見。現状の記述は、原発の状況や線量測定等を注視しながら、その都度必要な対応をするという意味であり、適切と考える。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

立ちながら、適正な管理等について関係部署が連携した横断的な対応の検討を進めていく。

| _____

V 都市基盤

この分野の施策は、都市活動の基盤となる道路や上下水道などの整備とともに、都市計画マスタープランや地域ごとのまちづくりビジョンに基づいた市民参加による計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

市民が計画策定の早い段階からまちづくりに参加し、市民・事業者・市が情報を共有し連携を図りながら、まちづくりのビジョンなどの検討を通じて、地域ごとの特色あるまちづくりを一体となって推進していく。

また、本市は早くから都市基盤の整備に着手してきたため、これらは大規模修繕や更新の時期を迎えている。将来にわたり持続可能な都市となるよう、引き続き効率的に財政投資を図っていく。

基本施策 1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題などにきめ細かく対応するためには、地域の特性に合った地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのため地域住民がまちづくりに関心を持ち、自ら参加し、様々な主体と連携しながらまちづくりのビジョンを定め、共有してまちづくりを進めていく。

さらに、まちづくりの状況を踏まえた情報を提供し、個々人のまちづくりへの関心を高め、景観をはじめとする緑・環境、安全・安心などに配慮した住民の発意による地域単位のまちづくりを支援していく。

(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開

まちづくり条例に定められた、まちづくりへの提案や意見提出など市民参加の制度の周知とともに活用を促し、地域特性に合った地域ごとのまちづくりを進める。また、時代や環境の変化などに的確に対応し、まちづくりに関する施策を効果的に推進していくため、運用の実績を踏まえながら、まちづくり条例の必要な見直しを行っていく。

(2) まちづくりに関する情報の共有化と支援制度の充実

地区計画や地区まちづくり計画などを活用し、地区単位のきめ細かいまちづくりを進めていくため、市民が行うまちづくりを支援する制度を充実させるなど、市民ニーズに合った制度を検討していく必要がある。そのため、まちづくりに関する個別計画や個別事業の進捗状況に関する情報提供を行い、市民などのまちづくりに関する意識を高め、ビジョン策定に向けたまちづくり活動を支援する。まちづくりを支援する制度については、(一財)武蔵野市開発公社のまちづくり支援業務の拡充を視野に入れ、市民やまちづくりに関する団体などの意見も踏まえ、有効な具体策を検討する。

(3) 土地利用の計画的誘導

都市計画マスタープランに基づき、地域特性に合った土地利用を誘導していく必要がある。特に、「特定土地利用維持ゾーン」について、引き続き特別用途地区の導入について検討を進める。また、公共公益施設の老朽化対策や機能更新により現状の土地利用に課題が生じる場合は、施設の必要性や周辺環境を考慮した適切な土地利用の誘導を進める。

(4) 調和のとれた都市景観の形成

都市計画マスタープランで示されている景観まちづくりの方針を踏まえ、具体的に景観施策を展開していく必要がある。魅力ある景観形成を図るため、目指すべき将来像のイメージをより具体化した景観ガイドラインを周知・共有し、市民による景観まちづくりを促進する。開発事業者に対しては、まちづくり条例に基づく協議などを進め、誘導による景観まちづくりを展開していく。

基本施策 2 都市基盤の更新

上下水道や道路などの都市基盤は市民生活や経済活動に欠かさない施設であり、その継続的な安定性や持続可能性が求められている。本市は、早期に市の全域が市街化されたため、高度成長期に整備された都市基盤は更新時期を迎えており、また、近年の集中豪雨による浸水被害や東日本大震災の発災などを踏まえた防災機能の重要性、老朽化した施設の安全対策の必要性などが高まっている。そのため、中長期的な財政状況や社会情勢の変化などを踏まえた計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実施する。

(1) 持続可能な都市基盤の構築

道路、上下水道や公園などの都市基盤は、施設の安全性の確保と質を維持するために、施設の長寿命化、計画的な維持管理・更新による事業費の軽減と平準化を図る。

(2) 計画的・効率的な道路施設管理

道路については、今後策定予定の「道路総合管理計画（仮称）」において各施設の特性、路線の重要度や近隣自治体の管理状況を考慮して、今後の管理水準を明らかにするとともに、様々な手法の活用による計画的・効率的な管理を実施する。なお、施設の更新にあたっては、環境やバリアフリーなどの視点に配慮して推進する。

(3) 建築物の適正な維持管理、安全対策の推進

不特定多数の人が利用する施設や雑居ビルなどでの火災、エレベーター・エスカレーターなどの建築設備や外壁落下などの事故を未然に防止するために、定期報告制度など諸制度を積極的に活用するとともに、警察、保健所、消防などとの合同査察や民間関係機関との情報共有などをはじめとした関係機関との連携強化を図りながら、建築物の適正な使用、維持管理の指導を行い、安全対策の推進に向けて継続的な取り組みを行う。また、安全で秩序あるまちづくりを進めるために、巡回・情報収集などによる違反行為の未然防止や違反建築物の是正などにつ

コメント [武蔵野市役所33]: 全協 61 番

どちらが上位か下位か分からなくなってしまふとの指摘。個別具体の事業については下位計画である都市計画マスタープランに基づき推進しており、長期計画を逸脱するものではないため、記載の変更はしない。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所34]: パブコメ 74 番
境浄水場の建替えについての記載がないとの意見。「公共公益施設」の中に境浄水場も含まれている。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

いて対策の徹底を図る。

基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

本市は、地域公共交通機関が発達した利便性の高い都市である。高齢社会の進展に対応するため、歩行者重視の視点により、誰もが安全で快適に移動できるよう、各交通機関などとの連携を深め、さらなる交通環境の向上を推進していく。

また、平坦な地形であることから環境に優しい移動手段である自転車が多く利用されている。しかし、市内で発生した自転車に関与する交通事故の割合が都内の平均と比べて高くなっているなど、様々な課題が生じている。走行環境の整備といったハード面とともに、都や近隣自治体、警察などの様々な主体との広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発、保険加入の推奨などソフト面での取り組みも行い、より安全で快適な交通環境整備を進めていく。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリー基本構想に位置付けられている特定事業計画に基づき、高齢者や障害者、子ども連れの人などすべての人に配慮した建築物や公園などのバリアフリー化を引き続き推進していく。また、これまでの実績を踏まえて同基本構想の評価を行い、見直しを検討する。なお、多くの利用がある鉄道施設へのホームドア設置など、民間事業者との協議を行い、事業推進を促していく。

(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進

市内には魅力のある地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を直接感じることに楽しさとなり、来街者の増加にもつながる。そのため、歩行者を重視した安全で楽しい歩行空間づくりを推進し、回遊性の向上を図っていく。

(3) 交通環境の整備と公共交通機関の利用促進

移動には、徒歩、自転車、自動車、バス・タクシーなどの公共交通機関など様々な手段がある。さらに本市ではバス交通を補完するムーバスのネットワークも構築されており、交通不便地域の解消が図られている。引き続き公共交通機関の利用を促進するとともに、各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備を、市民交通計画に基づき推進する。

(4) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発

交通ルールやマナーを守らない自転車の危険運転や重大事故が社会問題となる中、平成 27 年に自転車運転者への罰則強化を盛り込んだ改正道路交通法が施行された。学校や警察との連携により、市域を越えた取り組みや事故再現型の講習会などを実施するとともに、効果的な新しい取り組みを検討しながら、今後も継続して交通ルールの周知徹底やマナーの向上を図る。

歩行者・自転車・自動車が共存できるよう、本市の実情に即した自転車走行空間の整備を進めるための「自転車走行空間ネットワーク計画」を策定する。

自転車駐車場については、整備が進み一定程度充足してきているが、今後も不足するエリア

書式変更：蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所35]: 全協 62 番
子育てバリアフリーという言葉の概念を入れて欲しいとの意見。バリアフリー基本構想においても子育ての観点は入っており、すべての人に優しいまちづくりということが謳われているため、文言を追加する。

書式変更：蛍光ペン

を中心に引き続き整備を進める。また、短時間無料制度、フリーゾーン、総合満空表示盤の導入などにより、既存自転車駐車場の有効活用を促進する。

基本施策4 道路ネットワークの整備

本市の都市計画道路の整備率は約61%にとどまっており、休日などには吉祥寺をはじめとした駅周辺において交通渋滞が発生し、それに伴い周辺の生活道路に~~を~~抜け道として利用するなど、渋滞を回避するための通過交通が流入している。また、東西方向の幹線道路の大部分は歩道幅員が十分に確保されておらず、歩行者や自転車が安全で快適に通行するための環境整備が図られていない。今後の社会情勢や交通需要などを考慮するとともに道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえて、さらに整備を推進していく。

整備を推進するにあたっては、歩行者、自転車及び自動車の共存の観点を踏まえつつ、歩行者空間の充実、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境などに配慮した道路づくりを進める。

(1) 生活道路の整備

身近な公共空間である住宅地内の生活道路については、歩行者重視の視点により、安全性や快適性を重視した整備を進めていく。また、警察などの関係機関との連携や市民の協力のもと、交通規制、交通ルール及びマナー向上などの取り組みを推進し、歩行環境の整備を図っていく。

(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路網は、市施行分に対して都施行分の整備率が低く、南北方向に比べて東西方向の整備が進んでおらず、計画決定から未だに事業化に至らない未着手路線が多く残されている。特に、五日市街道、井ノ頭通り、女子大通りなどは地域間を結ぶ東西方向の幹線道路であることから、これらの事業化について都へ要請を行っていく。

道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえ、都市計画道路の整備方針において、優先整備路線に位置付けられた幹線道路については、都と協力して事業を推進していく。また、未着手路線を対象に必要な性の検証などを継続的に行う。

(3) 外環への対応

市内が大深度区間となっている都市高速道路外郭環状線については、生活道路への交通の影響、大気質や地下水などの環境への影響、~~安全性などに対する、~~市民の抱く不安や懸念を払拭するため、今後検討していく課題とその解決のための「対応の方針」の確実な履行と適時適切な情報提供を国に要請していく。

外郭環状線の2については、地域の安全性の確保、交通環境の改善などとともに、地域分断や住環境の悪化などの課題もあり、総合的な検討が必要となる。今後も市は地域住民の意見を十分に尊重するとともに、沿線地域との連携などを図り、都に対応を求めている。

コメント [武蔵野市役所36]:

意見交換会 33～35 番

抜け道という言葉に記載してほしいとの要望。「通過交通が流入」という部分で表現しているが、「抜け道」という文言を追記する。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所37]: 圏域別 28 番

外環特別委員会について記載してほしいとの要望。議会の議決を経て設置されるものであり、調整計画への記載は難しい。

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所38]:

圏域別 29 番、全協 65 番

「安全性」という文言に記載してほしいとの要望。ご意見を踏まえ、文言を追加する。

コメント [武蔵野市役所39]: 圏域別 27 番

外環の2について、反対の意見書を出したことを記載してほしいとの要望。本市としては、地域への適切な情報提供や「対応の方針」の着実な履行は要望しているが、反対の意見表明は行っていない。

書式変更: 蛍光ペン

基本施策5 下水道の再整備

下水道施設の老朽化による機能低下、大規模地震による下水道の機能不全や都市型浸水は、市民生活や都市機能に重大な影響を及ぼす。また、下水道の終末処理場を持たない本市は、今後も様々な施設の整備に関わる多額の負担金が発生することになる。これらの課題に対応していくために、下水道事業の健全かつ計画的な運営が求められており、これまでも、一般会計からの繰り出し基準の厳格化、下水道総合計画の改定や下水道整備基金の設置などを行ってきた。今後も、官公庁会計から公営企業会計への移行など持続可能な下水道経営に向けた取り組みを推進するとともに、様々な施策・事業を組み合わせ、市民、事業者と連携しながら水循環都市の構築を目指す。

(1) 下水道施設機能の維持・向上

下水道総合計画に基づき、管きよの再構築や重要な幹線管きよ等の耐震化などに取り組み、下水道施設の機能の維持・向上を図るとともに、対処療法的な維持管理から予防保全型へ転換していくなど、今後実施すべき事業を着実に実現していく。吉祥寺駅周辺地区での臭気問題は、まちのイメージにも関わる課題であり、ビル所有者等とも連携しながら対応を進めていく。

(2) 持続可能な下水道経営

施設の更新等で将来的に事業費の増加が見込まれる中、節水機器の普及等により有収水量は減少傾向にあり下水道の使用料収入の維持が難しい状況にあるなど、財源の確保が課題となる。今後も安定した下水道サービスを提供していくため、施設整備コストの縮減や基金を活用した市債の抑制を行い、中長期的な財政計画と使用料について定期的な見直しを行う。

(3) 水循環型社会の構築

都市化の進展により雨水は地下に浸透せず、その多くが下水道に流入し、処理されている。このことが一因で、集中豪雨等による都市型浸水に対するリスクが増大している。またその他にも、本市が水道事業の水源として地下水を汲み上げ消費していることや井の頭恩賜公園等の湧水量が減少していることなどを水の循環という仕組みとともに、市民にわかりやすく説明しながら、下水道総合計画に掲げた水循環都市の構築を全市民的課題として推進していく。

基本施策6 住宅施策の総合的な取り組み

本市では、まちづくりや福祉的な視点を踏まえて住宅施策を総合的に推進しているが、少子高齢化社会の進展に備え、子育て・福祉分野などとの連携の強化を図り、住宅施策を総合的かつ体系的に推進していく。公的・民間住宅供給事業者などと連携し、既存の住宅ストックなどの利活用を進めるとともに、多様な世代や世帯に適応する住まいづくりを推進する。なお、空き家については現状を把握し、総合的な取り組みの必要性を検討する。また、良好な住環境の確保に向け、分譲マンションの円滑な建替え・改修の促進や適切な維持管理に関する支援を進めていく。

(1) 計画的な住宅施策の推進

安全・安心で質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策をまちづくりや福祉などの視点も踏まえ、関連団体などとの連携も図りながら、総合的、計画的に進めていく。また、高齢者などの住宅確保に配慮を要する世帯に対し、民間賃貸住宅への入居支援事業等を推進していくとともに、市民全体の公平性や施設管理の効率性を踏まえて、市営住宅や福祉型住宅の管理・運営を引き続き行っていく。

(2) 多様な世代・世帯に適応する住環境づくり

市民の誰もがライフステージやライフスタイル、世帯構成に応じた住まいの選択ができるように、(一財)武蔵野市開発公社と連携し、住み替えを支援する制度の利用促進を図っていく。また国や都が行う多様な住宅の供給に関する制度について、関係機関と連携を図り、市民や事業者等への情報提供を行っていく。

(3) 良好な住環境づくりへの支援

良好な住環境を維持・創出していくためには、開発事業者への指導を行うとともに、専門家や関連団体と連携を図っていく。

特に、本市では旧耐震基準で建設された分譲マンションの割合が都平均を上回っており、大規模修繕や建替えなどが必要な建築物が今後ますます増加していくことが予想される。しかし、区分所有者間での合意形成の難しさや高齢化などによる管理組合の担い手不足など多岐にわたる課題があるため、引き続き専門家派遣や耐震化助成などを実施し、必要に応じて支援策の拡充を図る。また、これらの支援を効果的に行うために、管理組合などとの連携を図る仕組みづくりを検討する。

併せて、防災・防犯、子育て、地域福祉活動などをきっかけとしながら、マンション居住者が地域とのつながりを持てる仕組みづくりについて研究する。

基本施策 7 三駅周辺まちづくりの推進

まちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かした三駅周辺のまちづくりを推進する。

(1) 吉祥寺地区駅周辺

吉祥寺駅の大改修が行われ、駅周辺の大型商業ビルの建替えもあり、これらの変化をさらに魅力あるまちづくりにつなげていく必要がある。特に近接する井の頭公園などの観光資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、老朽化建築物の建替え促進、交通環境の改善、市有地の有効活用などの対応を急ぐ必要がある。そのため、進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクトに基づき、駅前広場やまちの軸となる道路の整備など、エリア特性を活かし、回遊性の充実、安全・安心の向上を目指したまちづくりを推進する。なお、進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクトの後期計画の進捗を踏まえ、**上位計画である吉祥寺グランドデザインの改定についても検討する。**

コメント [武蔵野市役所40]:

圏域別 36 番、パプコメ 72 番

駅周辺に限るのであれば、「吉祥寺駅周辺」「三鷹駅周辺」「武蔵境駅周辺」とすべきとの意見。ご意見を踏まえ、変更する。(2)(3)についても、同様に変更する。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所41]: 全協 72 番

グランドデザインについては改定するとしてもいいのではないかという指摘。改定の必要性も含めた検討を実施する必要がある。

書式変更: 蛍光ペン

①交通環境の整備

駅南口のパークロードの頻繁なバス往来による危険な歩行者環境を改善し、歩行者優先化を図るため、南口駅前広場の整備を進めるとともに、井ノ頭通り、北口駅前広場及び周辺道路を含む総合的な交通体系を研究・検討し、駅周辺部の交通課題の解決を図る。

②エリア特性を活かしたまちづくり

進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクトに基づきエリアごとの特性に応じたまちづくりを推進するとともに、全体の回遊性を向上させることで、まちの活性化及びブランド力の維持・向上を図る。

パークエリア内の武蔵野公会堂は老朽化が進んでいるが、公会堂敷地の利活用はまちづくりのうえで大きな要素となることから、駅周辺街区を含めた利活用について検討を進める。**イー**
ストエリアについては、これまでの環境浄化の取り組みやまちのにぎわい創出を踏まえ、暫定
自転車駐車場として使用している市有地の新たな利活用・土地利用の検討を進め、整備を行うな
どにより、エリア全体の活性化を図っていく。

セントラルエリアやパークロード沿道をはじめとする建築物の老朽化が進んだエリアについては、建物更新を促進するための方策を検討する。

(2) 中央地区三鷹駅周辺

緑豊かな駅前広場を中心とした商業・業務地と良質な住宅街が近接する三鷹駅北口地区の目指すべきまちづくりの方向性について、地域住民や事業者などの意見を踏まえ、玉川上水の水や緑などの地域資源の活用を含めて「三鷹駅北口街づくりビジョン（仮称）」を策定する。ビジョン策定後は、位置付けられた方向性の実現に向けて、地域住民や事業者などとの協働のもと事業を推進していく。

①交通環境の整備

駅前広場は暫定整備によって交通動線の交錯などが改善されているが、補助幹線道路の完成を見据えた駅周辺の交通体系のあり方について検討を進めていく。

②土地利用

駅周辺の土地利用については、駅前地区にふさわしく、活気があり魅力的な街並み形成に向けた方策を検討し、地域住民や土地所有者、事業者、商業者などと連携・協力してまちづくりを推進していく。低・未利用の市有地については、「三鷹駅北口街づくりビジョン（仮称）」を踏まえ、有効活用を検討していく。

(3) 武蔵境地区駅周辺

鉄道連続立体交差事業が完了し、水と緑を活用した「うるおい」、人々の「ふれあい」、まちの活性化「にぎわい」をコンセプトに、武蔵境らしい駅前空間の創出に取り組んできた。北口駅前広場や駅周辺の道路などの都市基盤の整備が完了した後も、鉄道高架下の利活用の促進や区画道路の整備、南北一体のまちづくりをさらに推進していく。

書式変更：蛍光ペン

コメント [武蔵野市役所42]: 圏域別 26 番
「整備を行う」とは何を指すのかとの意見。
具体的な内容については今後の検討となる
ため記載することは難しいが、誤解のない
よう表現を変更する。

①交通環境の整備

北口駅前広場や周辺の幹線道路の整備は概ね完了している。今後も駅周辺の区画道路の整備を着実に進め、防災機能や利便性の向上を図る。

②さらなるまちのにぎわいに向けた取り組み

鉄道連続立体交差事業により生まれた高架下の空間の整備により、新たなにぎわいが創出されている。残された鉄道高架下や隣接する市有地については、さらなる駅周辺のにぎわいや魅力的な空間の創出に取り組んでいく。また、市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センターを移転する。

基本施策 8 安全でおいしい水の安定供給

本市は多摩 26 市の中で、単独で水道事業を行っている 3 市しかない自治体の 1 つである。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最も重要なライフラインであり、常に安全で確実な事業運営が求められている。

水道事業を開始してから既に 60 年が経過しており、老朽化した施設は更新時期を迎えている。安全でおいしい水の安定供給を行うため、浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や配水管網の更新、耐震性の向上を引き続き計画的に進めていく。

また、将来にわたって、平時のみならず災害時や事故発生時においても水道水を安定して供給できるよう、早期に都営水道との一元化を図る。

(1)水の安定供給

配水管については、「配水補助管更新計画」に基づき、耐震性の低いものから重点的に更新している。今後も引き続き整備を進め、耐震化率の向上を図る。

また、円滑で効率的な水運用のため「施設整備保全計画」に基づき、経年劣化した浄水場及び水源施設の維持・更新を行うとともに、直結給水方式の普及により、安全でおいしい水の安定供給を図る。

(2)都営一元化に向けた取り組み

本市の水道施設は、バックアップ機能が十分に整備されておらず災害や事故で被害を受けた場合、大規模な断水の恐れがある。バックアップ機能を強化するとともに、将来にわたり水道水の安定供給を可能とするため、早期に都営水道との一元化を図る。

VI 行・財政

この分野の施策は、各分野の施策を着実に推進するための体制づくりと、当面は健全な財政状況であるが、社会保障費の増加や公共施設等の更新により、今後厳しくなると見込まれる財政状況を鑑み、持続可能な市政運営を行っていくことを目的とする。

その基礎となるのは「市民自治の原則」である。様々な地域課題を解決するために積極的な市民参加を促し、行政、市民、民間事業者など多様な事業主体との連携と協働を推進する。また社会経済状況の変化に対応しながら、市民ニーズも取り入れつつ、公共施策の「選択と集中」を進め、持続可能な市政運営を図る。

基本施策 1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進

第五期長期計画に記載した基本的な考え方の1つである「市民自治の原則」は、地域について市民が自ら考え行動し責任を負うことであり、市民参加はその表れである。個人の価値観の多様化とともに公共課題も複雑化する中、行政だけで市民ニーズや地域ニーズに応えていくことは難しくなってきた。市と市民、事業者などがそれぞれ責任を負うべき領域や補い合う領域を明確にし、柔軟に連携と協働を推進することで、公共課題解決に取り組んでいく。

(1) 市民参加のあり方の追究

市民自治の推進には、市政運営の基軸となる各種計画の策定や事業実施への市民参加が不可欠である。これまで武蔵野市方式による長期計画の策定をはじめ、市民の意見を的確に市政に反映していくため、多くの市民、関係者や関係団体等の参加がなされてきた。「市民参加」の手法が形骸化することがないよう、意見を聴取するタイミングなどを工夫し、また一部の市民の参加に留まらないよう配慮するなど、常に新しい時代の市民参加のあり方を追究する。

民主主義の根幹となる選挙については、積極的な投票参加を促すため、投票環境の向上に努めるとともに、選挙権年齢の引き下げに伴い、児童生徒への主権者教育を推進し、政治や選挙に対する意識の醸成を図る。

(2) 連携と協働の推進

様々な事業主体による活動が盛んになることは、まちの活性化や公共課題の解決につながる。市民活動団体をはじめとする多様な事業主体間の連携及び協働を促進するために、情報の共有化を図り、ネットワークを構築する。

また、生涯学習支援機能や市民活動支援機能を有する武蔵野プレイスは、多様な事業主体間の連携を充実させていく核となり得る施設である。来館者やイベント参加者が、参加する側から担い手側にも移行していけるよう働きかけを行うとともに、多様な事業主体間の連携が促進されるよう積極的な支援を行う。

(3) 市政運営に関する基本的なルールの体系化

地方分権の推進により、地方自治体の判断と責任において、地域の実情に合った独自性のある市政運営を展開することがより重要となっている。

市民自治を原則とした市政運営を行っていくために、市民から信託された議会及び市長が果たす役割や責務についての基本的な考え方を整理し、市民参加の手法も体系的に整備していく必要がある。そのため、市民意識の醸成に努めるとともに、市議会とも協議を進めながら、市政運営の基本原則と根幹となるルールについて、条例化を含めて検討する。

基本施策 2 市民視点に立ったサービスの提供

社会経済状況の変化などにより、公共サービスは多様化し、同時にその提供範囲は拡大している。行政が直接行うサービスについては、行政の役割を見極め、効率的で効果的に提供していく必要がある。

今日、様々な主体により提供されている公共サービスを、市民がより有効に活用するために、公共サービスの提供主体との連携を一層進めていく。

(1) 効率的、効果的な公共サービスの提供

様々な主体により多様な公共サービスが提供されている中、行政に求められる役割は、地域社会の活力が最大限に発揮されるよう、それぞれのサービスの担い手や受け手を支えるとともに、各主体をつなぎ、その活動を支援することである。本市がやるべきことを見極めながら、業務の標準化や外部化等により行政組織のスリム化に取り組みつつ、社会全体での公共サービスの量的拡大と質的向上を図る。また、事業実施後は、その効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど効率的・効果的に必要なサービスを提供できる取り組みを推進する。

(2) 近隣自治体との広域連携の検討

これまでも周辺自治体との防災協定や公共施設の相互利用等を行っているが、今後の公共施設の建替え等を見据えて、広域的に施設配置を考える必要がある。窓口サービスの相互利用など、近隣自治体も含めた地域全体で連携できる仕組みを検討する。

(3) 行政サービスの提供機会の拡大

多様化する市民の要望に対応するため、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行など、市民の利便性を高める方策を検討する。

マルチペイメントネットワーク（多様な支払手段を可能とする回路網）を活用したペイジー（Pay-easy）納付を導入するなど、納税者の利便性を向上させる仕組みを構築していく。

(4) 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、個人情報の十分な安全性を確保し、法律に基づき制度実施を図る。なお、市独自の番号利用については、マイナンバー制度の安定化が図られた後、市民サービス向上のための制度利用という観点で検討していく。

基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

市民一人ひとりに必要な市政情報を迅速にわかりやすく届けていくこと、市民ニーズを的確に把握し、真摯に対応することは、市民と行政との相互理解を深め、市政への信頼につながる。多様な広報媒体の活用による情報発信を進めるとともに、市民やマスコミなど外部の力も活用し、積極的かつ戦略的に広報活動を推進していくとともに、**市民とのコミュニケーションを活性化し**、様々な機会を捉えて広く市民からの情報をつかんでいく。また、そのための体制整備も行う。

(1) 総合的な市政情報提供の推進

市民の生活様式が多様化し、市の発信する情報量も増加する中、様々なニーズを持つ市民の求める市政情報を整理し、提供していく必要がある。特に、災害時等緊急時においては、速報性と公平性も配慮しつつ、適切な情報提供を図る必要がある。

既存の情報提供手法も含め、インターネット環境や情報伝達媒体の変化を見据え、多様な情報提供媒体を活用するとともに、災害時等に備えた情報発信体制も構築する。また、様々な情報を整理し、必要とする層に求める情報を届ける仕組みづくりについて検討を進め、市政情報を適時的確に発信する体制を整える。

(2) 積極的な情報発信と市民ニーズの把握

市政に関する情報は、様々な媒体を活用して発信しているが、市民による新しい視点の提案が活発に行われるよう市政情報をわかりやすく、分析・活用しやすい形で積極的に提供する。特に予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであることから、新しい地方公会計制度による財務諸表等を活用するなど、市民によりわかりやすい内容や方法で公表を行う。

また、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させるため、タウンミーティングや市政アンケートなど様々な手段の充実を図るとともに、共有すべき市民意見や課題については、市民と市が共有し、ともに協力しながら課題を解決していく。

コメント [武蔵野市役所43]: 圏域別 37 番
市民と行政職員のコミュニケーションは重要なことであり、この言葉を追加する。

基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

社会生活を支える学校や道路など公共施設等の更新時期を迎え、膨大な費用負担が想定される中、計画的な更新が必要となっている。そのため、これまで積み立てた基金や市債の活用、将来的にも利活用が難しい市有地の売却等による歳入の確保に努め、持続可能な財政運営を図る。しかしながら、財政状況が厳しくなることは避けられず、公共施設等の質と量の全体最適化を図るため、総合的な計画を策定する。

(1) 総合的・計画的な公共施設等マネジメントの推進

将来にわたり健全な財政運営を維持するとともに、安全で時代のニーズに合った公共施設等を整備・提供していくために、公共施設等総合管理計画を策定する。この計画で長寿命化や総量削減、整備水準の見直しなど公共施設等の全体のマネジメントに係る「基本方針」、学校や道

路など施設類型ごとの維持・更新に関する考え方を定めた「類型別整備方針」及び中長期的に期待される維持・更新費用の削減額を「目標」として示し、個々の施設の維持・更新に取り組む。

(2) 市有財産の有効活用

「未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針」を基に、市有財産を有効に活用し、将来的にも利活用が難しい市有地の売却や臨時的な貸付により、管理コストの節減や歳入の増加を図る。

また、高齢者・障害者支援や子育て支援、健康・スポーツ等における民間等による施設サービス提供が期待できる分野において、市が保有する土地に民間サービスを誘致するなど P P P（官民連携）も視野に入れて活用の手法を検討し、市民サービスの拡充を図る。

コメント [武蔵野市役所44]: 全協 78 番

書式変更: 蛍光ペン

基本施策 5 社会の変化に対応していく行財政運営

長期的視点に立てば、増加の一途が予測される社会保障費や都市基盤・公共施設の更新を控え、時間の経過とともに市の財政は厳しさを増していくことが想定される。限られた財源の中から、現在の都市基盤などの基本的サービスを維持しつつ、新しいニーズに応えるための財源を確保していくことが求められる。こうした状況の中、持続可能な市政運営を実現していくためには、社会の変化に柔軟に対応していく行財政運営を行っていくことが必要である。

(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化

今後も社会環境や市民の意識、価値観などの変化に対応しながら、適切な公共サービスを提供していくことが必要である。財源を確保し、人材も含めた様々な政策資源を多面的に有効活用する。経営的視点を持つ的確な政策判断をし、迅速に具体化を進めながら施策の選択と集中を徹底していく。

(2) 健全な財政運営の維持

歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、行政サービスにおける受益者負担の適正化を図るなど、より一層の歳入確保に努める。一方、歳出においては個々の事業・施策を総合的に考え、その有効性とサービス水準を見直し、新たな事業を生み出す政策再編を進め、資源配分の全体最適を図り、持続可能な財政運営を進める。

また、入札・契約制度改革を継続し、透明性・公平性の確保に留意しつつ、工事請負契約においては、技術力と価格の双方を総合的に評価する総合評価方式（市町村向け簡易型）を導入する。

(3) リスク管理能力・危機対応力の強化

市政運営において想定される様々なリスクを未然に防ぐだけでなく、自然災害等のリスクに備え、日頃から職員のリスク管理に対する意識向上に努める。また、危機発生時の対応力を強化するため、日頃よりリスク事例を共有するとともに、各種マニュアル等の整備を行う。

(4) 財政援助出資団体の統合と自立化

公共サービスの提供主体が多様化しており、これまで財政援助出資団体が担うべき役割について検討をしてきた。社会状況の変化に対応し、より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会及び(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合の準備を進め、(社福)武蔵野及び(有)武蔵野交流センターの自立化を目指す。また、財政援助出資団体への指導監督や経営改革等の支援、指定管理者制度のあり方については、引き続き研究を続ける。

基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

多様化、複雑化する公共課題に適切に対応し、市民満足度を向上させるためには、市職員の仕事を通じた満足度の向上が不可欠である。職員一人ひとりの個の力を高めるとともに、チームとしてその能力を活かせる組織・人事制度への変革及びチャレンジする組織風土と公共的経営力の醸成を図る。

(1) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度と人材育成

より多くの市民の満足の向上には、それぞれの立場、考えなどを尊重し、前例踏襲や既存制度の枠組みにとらわれない適切な政策・施策をチームとして実現していく力が求められる。そのため、チャレンジが評価につながるような組織・人事制度を実現し、また職員採用時から、評価とフィードバックや研修、自己研鑽などを通じた体系的人材育成を行っていく。

(2) 効率良く働き効率的・効果的な成果をあげるための仕事環境の整備

職場のコミュニケーションの活性化と職員一人ひとりの強みが活かせる仕事環境を整備するため、従来型の勤務スタイルにとらわれない、仕事の仕方を検討する。

国全体の労働政策や民間の動向も踏まえ、長時間労働は必ずしも大きな成果をもたらさないという観点を持って、ワーク・ライフ・マネジメントを組織的に推進していく。そのため、タイムマネジメント意識の向上を通じ、多様な働き方、キャリア形成ができる環境を整えていく。

各部門の業務については、市民の利便性の向上や個人情報保護に留意しつつ、ICTの活用を推進するとともに、職員が働きやすい仕事環境の整備について検討する。また、災害時や繁忙期の機動的職員配置に備え、仕事の手順の標準化、見える化などを進め、効率性や生産性の向上につなげていく。

(3) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化

多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、組織や機構を見直し、増減を含めた適正な職員定数の管理を行う。財政援助出資団体への職員派遣のあり方については、団体の自立性やガバナンスを高めるため、各団体の人員体制に配慮のうえ、人的支援は必要最小限にする。

コメント [武蔵野市役所45]: パブコメ81番
行政の仕事は効率だけでなく、質の高い成果をあげることが求められるため、「効果的」という表現を追加する。

第4章 財政計画

1. 日本経済の動向と国の財政

日本経済は、長引く景気低迷からようやく抜け出し、緩やかな回復基調にある。平成27年6月に発表された月例経済報告では、「個人消費については、持ち直しの兆しがみられ、企業収益については総じて改善傾向にある。また、雇用情勢は改善傾向にあり、消費者物価は緩やかに上昇している」としている。しかし、同時に「中国をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある」としている。

国の財政状況は、消費税率の引き上げや景気の回復基調を受けて、平成27年には税収は当初予算ベースで平成24年度比12.2兆円の大幅な増となり、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）赤字対GDP比は、平成27年度は5年前に比べ半減が見込まれている。

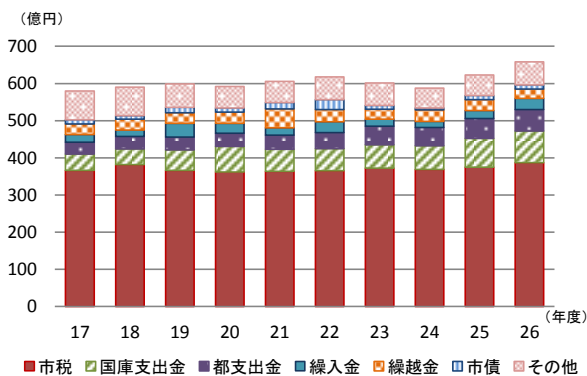
一方、国・地方の平成27年度末の長期債務残高は約1,035兆円と見込まれ、国債の返済に当たる国債費が国の予算の24.3%を占めており、巨額な借入金で財政を圧迫している。今後、人口減少・高齢化の一層の進展が見込まれる中で、社会保障費がさらに増加し現状のままでは立ち行かないことから、政府は、財政健全化目標の達成に向けた「経済・財政再生計画」を策定し、歳出改革に取り組むこととしている。

2. 武蔵野市の財政の状況と課題

本市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持している。財政の豊かさを示す財政力指数は平成27年度において、1.434（3カ年平均）となっている。

歳入の特徴の1つとして、市税が歳入全体の約6割を占め、そのうち、約半分を市民税が占めており、こうした財源により健全な財政運営が可能としている（図表1）。

■図表1 歳入の推移

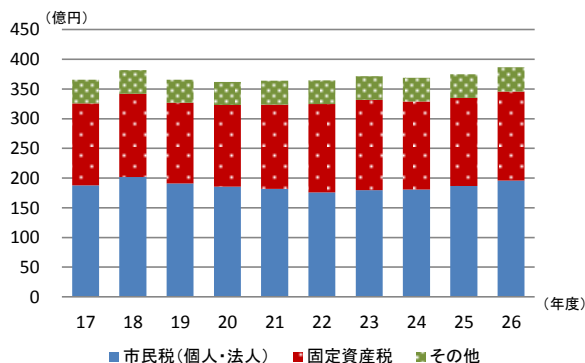


しかし、個人市民税は税制改正による影響を受けやすく、平成19年度では地方税率10%のフラット化により約8億円、平成22年度には住宅ローン特別控除の創設等の影響により約9億7千万円の減収となった。また、法人市民税は景気の影響や企業動向の影響を受けやすく、平

成 18 年度には 42 億円の税収があったが、平成 21 年度には約半分の 21 億円台となり、平成 25 年度によやうく 30 億円台に達し、平成 26 年度はわずかであるが増収となっている（図表 2）。

市税収入全体で見れば、平成 23 年度から平成 26 年度において、おおむね 360 億円から 380 億円台で推移していたが、今後は法人税の実効税率の改定などの影響により、増収は見込んでいない。

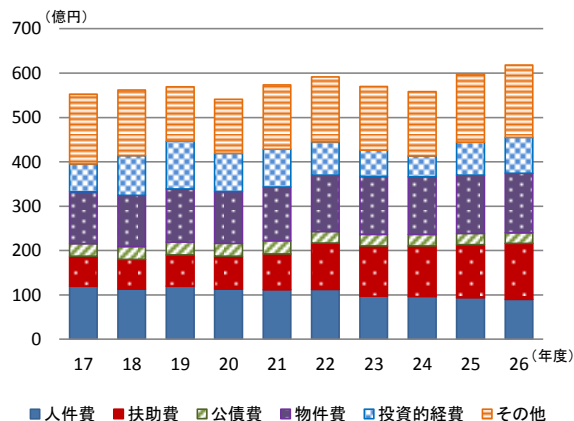
■図表2 市税収入の推移



歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成 17 年度決算では 214 億円であったが、平成 26 年度には 241 億円となり、10 年間で 27 億円の増となっている。このうち、人件費は、定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直しなどにより、10 年間で 28 億円減少しており、公債費についても市債抑制に努めたことから、3 億円の減となっている。一方、扶助費は高齢化の進行、障害者自立支援法の施行・充実、保育需要の増加等により 58 億円もの増となっている。

今後も単身高齢者の増加や子育て支援策の需要の増加などが予想され、扶助費の増加が見込まれる。

■図表3 歳出性質別の推移



物件費は、継続的な事務事業見直し等により経費節減に努めたものの、消費税率の改正や民間委託を進めたことで、10 年間で 14.3%、17 億円の増となっている。

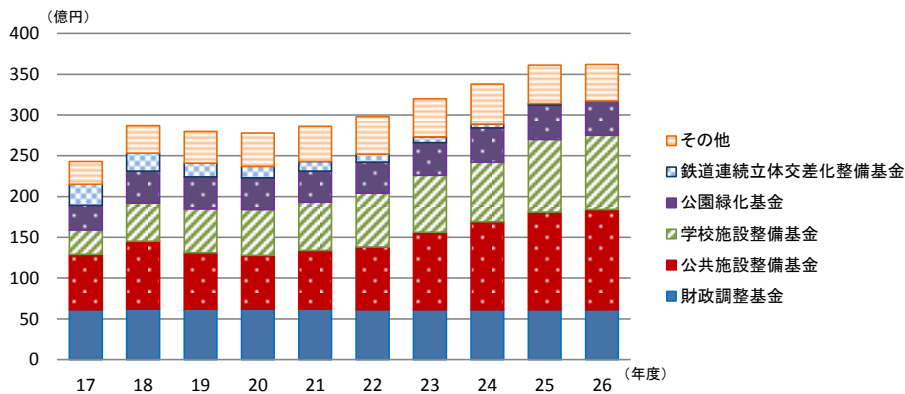
消費税率の改正などを考慮すると今後もこの傾向は続く可能性がある（図表 3）。

投資的経費は、平成 19 年度から平成 22 年度にわたる武蔵野プレイス建設事業、平成 26 年度から新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に着手したことなどから増額となっている。

今後は、本計画期間の最終年度である平成 32 年度以降、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えることが見込まれており、建替えに多額な費用が必要となることが想定されている。

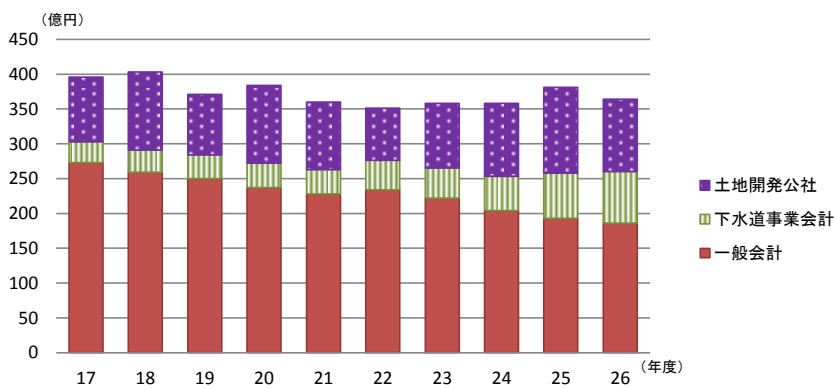
基金については、平成 26 年度末には 363 億円となっており、平成 17 年度と比べ 121 億円の増加となっている（図表 4）。

■図表4 基金残高の推移



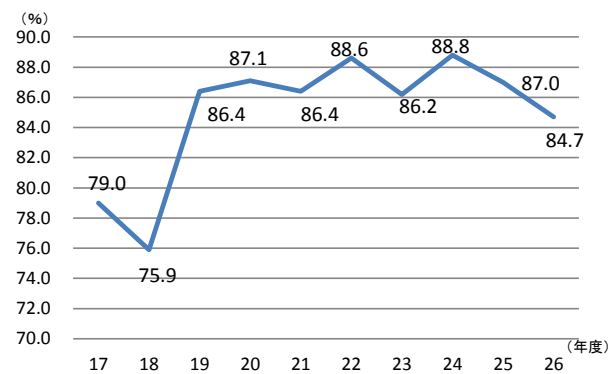
借入金については、平成 26 年度末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、365 億円で、平成 17 年度に比べ 31 億円減少している。土地開発公社は、計画的な借入金の償還に努めているが、必要な土地の先行取得を行った結果、平成 17 年度末には 93 億円だった借入残額が、平成 26 年度末には 104 億円に増加している（図表 5）。

■図表5 借入金の推移



市の財政の弾力性を示す指標として経常収支比率があるが、平成 18 年度は法人市民税の大幅な増により低下したものの、平成 19 年度から平成 25 年度までおおむね 80% 台後半で推移している（図表 6）。平成 26 年度決算における東京都 26 市の平均は 91.6% となっているが、本市では市税及び地方消費税交付金の増により、2.3 ポイント減の 84.7% となった。しかし今後の財政需要を踏まえれば、さらなる低下は難しい。

■図表6 経常収支比率の推移



3. これまでの実績及び財政計画の策定の方法と今後の財政運営について

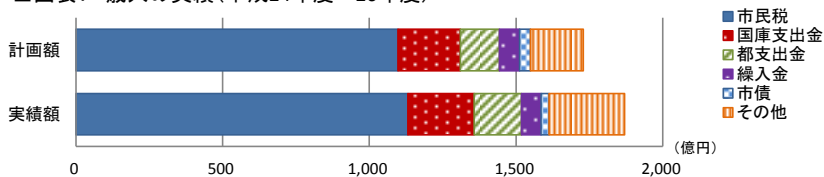
財政計画は、本市の総合的な行政運営を行うために財源的な裏付けを保证するものであり、第五期長期計画・調整計画は、この財政計画のもとに策定した。

第五期長期計画における平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の計画額と実績については図表 7、8 のとおりで、歳入、歳出とも計画額より実績額が上回っている。

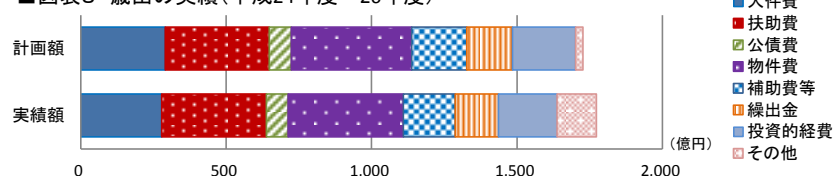
歳入は、平成 25 年度から平成 26 年度において、大型マンション等への転入者が増えたことにより、個人市民税が計画額よりも増となった。また、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業、平成 25 年度及び平成 26 年度の臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特例給付事業に対する国庫支出金が交付されたことや前年度繰越金の増などが大きな要因である。

歳出については、計画額では計上していない基金積立金が生じたことによるものである。

■図表7 歳入の実績（平成24年度～26年度）



■図表8 歳出の実績（平成24年度～26年度）



第五期長期計画・調整計画の実効性を担保し、規律を持った財政運営を行うため、平成 28 年度から平成 32 年度における財政計画の策定方法は、次のとおりとした。

- (1) 財政計画は、一般会計について作成する。特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計からの繰出金を推計する。
- (2) 各年度の歳入・歳出は、平成 27 年度予算を基準とし、それ以前の決算額や推移も参考にする。
- (3) 財政計画作成時点における税財政制度を前提とし、制度改正が確実なものは当該年度に計上する。ただし、制度改正が確実である場合でも、財源負担等の内容が不明・未決定の場合は、現状の制度にて計上する。
- (4) 計画期間内の各年度にほぼ確実に予定され、見込むことができる歳入歳出の増減は当該年度に計上する。
- (5) 武蔵野市の将来人口推計（平成 26 年 9 月）を加味する。
- (6) 基金残高は、過去の実績から年度ごとの決算予測を行い、基金積立金を算出し計上する。

今後は、大幅な市税収入の伸びは期待できず、一方で高齢化の進行、子育て支援策の需要の高まり等により社会保障関係費をはじめとする経常的な経費や公共施設等の更新に係る経費が増大していく。このことから、歳入の確保及び拡充を図るとともに、歳出における経常的経費の抑制を行うことが重要課題であり、調整計画期間における財政運営は、次の事項に留意し、取り組んでいく。

- 財政の弾力性を示す基本的な指標である経常収支比率の低下に努め、今後も 90%以下に抑える。この比率を超える場合は、より一層の事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドの徹底などを行う。
- 市債は、世代間における負担の公平性を図るとともに、将来の過度な財政負担を回避する観点から、一般財源及び基金の充当とのバランスをとり、あわせて市債残高にも留意する。
- 基金は、今後の公共施設や大規模なインフラの更新に備え、経常経費等の抑制により可能な限り積立を行っていく。

4. 財政計画

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の財政計画は図表 9 のとおりとなる。

■図表 9 財政計画（平成28～32年度）

歳 入 (単位 億円)								
	26年度 決算額	27年度 予算額	28年度 計画額	29年度 計画額	30年度 計画額	31年度 計画額	32年度 計画額	合計額 28～32年度
市税	387	385	384	384	381	381	380	1,910
国庫支出金	85	82	87	77	77	79	85	405
都支出金	58	56	58	58	58	58	62	294
繰入金	30	20	39	12	12	14	22	99
市債	11	12	28	11	9	11	28	87
その他	87	74	71	71	78	78	78	376
計	658	629	667	613	615	621	655	3,171

歳 出								
	26年度 決算額	27年度 予算額	28年度 計画額	29年度 計画額	30年度 計画額	31年度 計画額	32年度 計画額	合計額 28～32年度
人件費	91	98	97	94	94	97	98	480
扶助費	126	131	136	142	146	149	151	724
公債費	25	19	19	20	19	17	19	94
物件費	134	144	144	146	147	148	150	735
補助費等	62	68	68	68	68	68	68	340
繰出金	52	57	60	62	65	68	71	326
投資的経費	81	97	136	74	69	67	91	437
その他	47	15	7	7	7	7	7	35
計	618	629	667	613	615	621	655	3,171

歳入のうち市税は、平成 27 年 1 月時点の税制をベースに見込んだ。個人市民税は、市内の大型マンション建設等に伴う納税義務者の増等により増収が見込まれ、今後数年間は微増で推移すると想定している。法人市民税は、平成 27 年度税制改正により税率の見直しが予定されているため、減を想定している。

固定資産税については、地価の動向や新築マンションの建設見込み等から推計した。住宅用地の負担調整の据置き特例の廃止により、調整計画期間中は本則課税標準額で見込んだため微増すると想定している。家屋については直近 5 年間の実績値で推計し、全体として微増と見込んでいる。

以上のことから、調整計画期間の 5 年間の市税は、ほぼ同額の水準で推移すると推計した。国庫支出金及び都支出金は、経常事業と投資的事業に区分し、それぞれの事業に対して過去の実績から推計した。

繰入金は、投資的経費に対する特定目的基金からの繰入れが 5 年間で合計 89 億円と見込む。

市債は新規事業の中で、借り入れることができるものから 5 年間で合計 87 億円と見込む。

歳出については、人件費は給与改定を見込まず、定数適正化計画に基づく職員数、選挙人件費の見込みから推計した。また、退職手当については、定年退職を勘案し推計した。

扶助費は、人口推計やこれまでの決算額の推移に子育て施策に係る経費などを加算し、5年間で約11%の増と見込んだ。

公債費は、3年据置き20年償還、借入利率1.2%で推計した。

物件費については、平成29年に予定されている消費税率の改定を見込んだうえで、調整計画期間における伸びを4.2%と見込んだ。

補助費等については、平成27年度と同規模と見込んだ。

繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画から5年間合計で326億円と推計した。

投資的経費については、計画期間中には新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業、武蔵野市民文化会館改修工事、公共施設の保全工事など、多額の経費を要する事業が予定されている。こうした投資的経費は全体で437億円と見込まれ、その財源内訳は図表10のとおりである。

■図表10 経常及び資本予算

（単位 億円）

区 分	26年度 決算額	27年度 予算額	28年度 計画額	29年度 計画額	30年度 計画額	31年度 計画額	32年度 計画額	合計額 28～32年度
経常予算								
収入	602	570	568	572	575	578	581	2,874
支出	573	532	531	539	546	554	564	2,734
差額	29	38	37	33	29	24	17	140
資本予算								
投資的経費	81	97	136	74	69	67	91	437
財源								
一般財源（経常予算差額）	29	38	37	33	29	24	17	140
国庫支出金	10	18	21	8	8	8	12	57
都支出金	14	8	13	12	13	12	14	64
基金繰入金	17	21	37	10	10	12	20	89
市債	11	12	28	11	9	11	28	87
計	81	97	136	74	69	67	91	437

基金及び市債の残高は図表11のとおりである。

基金については、決算見込みにおける歳入歳出の差額を積み立てるものとした。決算見込みは図表9の計画額にこれまでの5年間の決算額から求めた収入率と執行率の平均値を乗じて求めた。こうして算出した結果、平成32年度における一般会計の基金残高は437億円で、5年間で66億円の増となる。

■図表11 基金と市債等の残高見込み

（単位 億円）

区分	26年度 決算額	27年度 予算額	28年度 計画額	29年度 計画額	30年度 計画額	31年度 計画額	32年度 計画額
基金残高（一般会計）	363	372	371	396	413	428	437
基金残高（下水道会計）	1	1	1	2	2	3	3
基金残高合計（A）	364	373	372	398	415	431	440
市債残高（一般会計）	182	177	188	182	174	169	181
市債残高（下水道会計）	79	82	86	87	88	88	88
土地開発公社借入額	104	96	106	106	106	96	96
借入金合計（B）	365	355	380	375	368	353	365
基金残高（A）－借入金（B）	－1	18	－8	23	47	78	75

この計画を基にした平成32年度のバランスシートは図表12のとおりで、平成26年度から平成32年度では、固定資産は294億円増加し、負債は1億円減少する見込みである。一方、正味財産は370億円増加すると見込まれる。その結果、資産・負債のバランスは健全な水準を維持できると見込まれる。

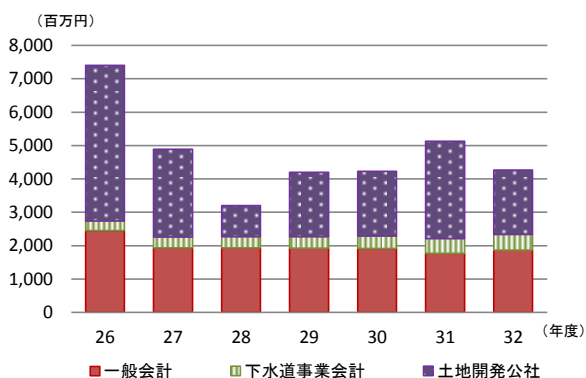
■図表12 平成26年度及び平成32年度の予想バランスシート

(単位：億円)

	平成26年度	平成32年度	増減
流動資産	117	117	0
うち財政調整基金	61	61	0
固定資産	2,447	2,741	294
投資その他	340	415	75
うち基金	302	376	74
資産合計	2,904	3,273	369
負債	268	267	△ 1
うち市債	182	181	△ 1
正味財産	2,636	3,006	370
うち国・都支出金	378	490	112
うち積立金	363	437	74
うち資産形成一般財源	1,895	2,079	184
負債・正味財産合計	2,904	3,273	369

なお、財政計画上考慮されなければならない後年度負担である市債等の償還予定表は図表13のとおりである。

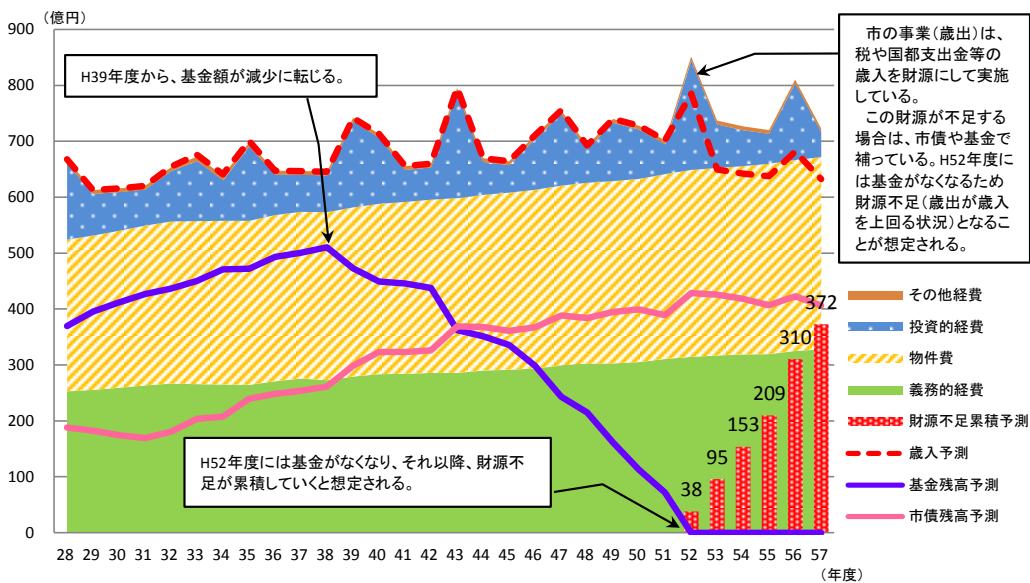
■図表13 市債等償還金の見込み



5. 長期の財政予測について

現状の社会経済状況、社会保障制度や税財政制度を前提に、武蔵野市将来人口推計を鑑みたくて、平成 57 年度までの長期財政シミュレーションを作成した。なお、公共施設や都市インフラの更新費用は、現状のまま更新した場合を想定した。

■図表14 財政シミュレーション（平成28～57年度）



歳入については、生産年齢人口の減により市税は通減していくと見込む。国庫支出金についても国の財源不足から増は厳しいと見込まれる。

歳出については、特に高齢者人口の増を背景に、社会保障費に当たる扶助費や保険給付の増による国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等への繰出金の増が見込まれる。物件費についても、少なくとも毎年1億から2億円程度の増となることを想定している。公共施設の老朽化による更新、保全の経費である投資的経費も市の財政を圧迫する主な要因となっている。

この財政シミュレーションでは、第六期長期計画の期間中の平成 38 年度までは基金残高は増えるが、それ以降は基金の額は減少に転じ、平成 52 年度には基金がなくなり、最終年度である平成 57 年度には 372 億円の財源不足となる（図表 14）。

当面、財政状況は良好と言えるが、財政シミュレーション上想定される厳しい状況を考えれば、長期的には財政運営が非常に厳しくなる可能性が高い。今まで以上に時代の変化に対応した重点施策への資源配分が重要である。また、を行い、さらなる経常経費のさらなる縮減、財政状況を見据えた公共施設等総合管理計画による公共施設の総量の縮減等を図り、持続可能な財政運営を行っていかねばならない。図ることで、健全な財政運営を維持していく。

コメント [武蔵野市役所46]: 全協 90、91 番危機感を煽るのではなく、将来に希望が持てる前向きな表現にするため、修正する。